

令和2年第1回定例会（第2号）

令和2年3月17日（火曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 令和2年度七飯町施政方針
- 日程第 3 令和2年度七飯町教育行政方針
- 日程第 4 各常任委員会報告
- 日程第 5 出納検査報告
- 日程第 6 定期監査報告
- 日程第 7 令和元年度議案第64号 七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 8号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 9号 七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 七飯町介護保険条例及び七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 七飯町水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 桜B団地5棟・6棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について
- 日程第19 議案第18号 本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について
- 日程第20 議案第19号 渡島公平委員会規約の変更に関する協議について
- 日程第21 議案第20号 令和元年度七飯町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第22 議案第21号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第22号 令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第24 議案第23号 令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第24号 令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第25号 町道路線の認定について
- 日程第27 議案第26号 町道路線の廃止について
- 日程第28 報告第 1号 令和2年度一般社団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について

○出席議員（17名）

議 長 18番 木 下 敏 副 議 長 17番 青 山 金 助

1 番	横 田 有 一	2 番	神 崎 和 枝
3 番	平 松 俊 一	4 番	池 田 誠 悦
6 番	稲 垣 明 美	7 番	畑 中 静 一
8 番	長谷川 生 人	9 番	上 野 武 彦
10 番	坂 本 繁	11 番	澤 出 明 宏
12 番	中 島 勝 也	13 番	川 村 主 税
14 番	中 川 友 規	15 番	若 山 雅 行
16 番	川 上 弘 一		

○欠席議員（1名）

5 番 田 村 敏 郎

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総務部税務課長	広 部 美 幸
会計課長兼経済部水道課参事	青 山 栄久雄	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 德 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	川 島 篤 実	経済部土木課長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	寺 谷 光 司	経済部水道課長	笠 原 泰 之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長	扇 田 誠	学 校 教 育 課 長	竹 内 圭 介
生 涯 教 育 課 長	北 村 公 志	学 校 給 食 セ ン タ ー 長	柴 田 憲
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	川 崎 元		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

14番 中川友規

15番 若山雅行

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） ただいまから、令和2年第1回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

田村敏郎議員から、本日の会議を欠席する届け出がありました。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

14番 中川友規 議員

15番 若山雅行 議員

以上2議員を指名いたします。

本定例会中、演台において発言する場合は、マスクを外して発言することを許可いたします。

日程第2

令和2年度七飯町施政方針

○議長（木下 敏） 日程第2 令和2年度七飯町施政方針を行います。

町長の発言を許します。

町長。

○町長（中宮安一） 令和2年度七飯町施政方針を申し述べます。

I、はじめに。

令和2年第1回七飯町議会定例会の開会に当たり、本年度の町政執行に臨む基本姿勢と施策の一端を申し述べます。

議会の皆様をはじめ町民の皆様の温かい御指導、御支援のもと4期折り返しの町政運営を担わせていただくに当たり、改めて感謝を申し上げます。

昨年5月1日に、元号が平成から令和に変わり、本年は新時代の幕開けにふさわしい東京オリンピック・パラリンピックが開催され、その象徴である聖火リレーが、6月14日大沼国定公園内

を駆け抜けます。4年に1度の一大イベントにかかわることができ、光栄に感じているところであります。

元号が変わり、時代がどんなに変わっても安全で安心なまちづくりに努め、「住みたいまち・住み続けたいまち“七飯町”」の実現を目指し、さらなる七飯町の発展のために尽くしてまいりますので、議会の皆様並びに町民の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

II、町政に臨む基本方針。

“夢と希望と可能性”にあふれた「住みたいまち・住み続けたいまち“七飯町”」の主役は、町民の皆様です。本年度の町政に臨むに当たり、基本方針を申し述べます。

昨年は、大中山小学校の改築を核とした一体整備が完了したほか、4月より、道南では初めての義務教育学校、大沼岳陽学校として開校となる大沼中学校の改修事業もおおむね完了し、教育環境の整備を図ってまいりました。

また、農業では、新たな集出荷予冷施設が本稼働したほか、道の駅なないろ・ななえでは、男爵ラウンジとの相乗効果により、来場者数が200万人を超えております。

昨今、人口減少が喫緊の大きな課題の中、これまで前述のような多岐にわたり波及効果が大きいと思われる企業誘致・教育及び産業などの施策に力を注いでまいりました。この施策の積み重ねにより、人口減少の進行を微減にとどめ、町民総数2万8,000人を維持しております。このことは、七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略において検証され、一定の成果としてあらわれております。今後も住環境整備、子育て支援、地場産業の育成及び企業誘致など、波及効果が期待される事務事業に取り組んでまいります。

また、本年度は、第5次七飯町総合計画の中間年となることから、これまでの施策などを検証するほか、次の基本的な視点に基づき、具体的に施策を実行してまいります。

①子供たちを安心して産み育てられる。

②住み続けたいと思える生活環境を整える。

③食や観光をはじめとする力強い産業と雇用の場をつくる。

④七飯町らしさを生かして人を呼び込み、呼び戻す。

特に、②の住み続けたいと思えるについては、安全で安心なまちづくりを進めることであり、災害は必ずやってくるを念頭におき、防災行政無線の整備に着工してまいります。詳細な施策につきましては、主要施策の推進についてにおいて御説明申し上げますが、最小の経費で最大の効果が得られるよう優先順位を見極めながら、一般会計120億円の予算を編成いたしましたので、御理解のほどお願い申し上げます。

Ⅲ、主要施策の推進について。

本年度の主要施策については、町政運営の指針であります第5次七飯町総合計画の基本構想及び基本計画に沿って御説明申し上げます。

第1、安全・便利なまち。初めに、道路、交通ネットワークについて述べてまいります。

道路の整備については、関係機関との連携のもと、安全で安心な交通網の形成を図るため、町道整備として社会資本整備総合交付金で2路線の改良舗装工事、橋梁長寿命化で2橋梁の修繕事業、1橋梁の修繕設計、15橋梁の点検、単独事業で10路線の改良舗装工事のほか、道路維持補修を実施してまいります。

国道については、北海道縦貫自動車道大沼公園インターチェンジから（仮称）七飯インターチェンジ間のトンネル工事が着工されましたが、早期完成の要望とあわせて、既存の国道5号の交通安全対策を重点とした片側2車線化を函館開発建設部に要望してまいります。道道については、大沼公園鹿部線、大沼公園線、大野大中山線及び大中山駅前通りの整備促進について、引き続き北海道に要望してまいります。河川については、北海道が事業主体の久根別川広域河川改修事業、藤城川砂防事業、水無沢川砂防事業、軍川砂防事業及び蒜沢川砂防事業の整備促進について、引き続き関係機関に対し要望してまいります。

地域公共交通については、超高齢化社会に対応した地域の足の確保のため、鉄道や路線バスへの接続拡充、利便性向上を図りながら、デマンド型交通などの具体的手法の検討を行ってまいります。

次に、住宅市街地について述べてまいります。

空き家対策については、七飯町空家等対策計画に基づき、空き家の適正管理を推進するとともに、周辺環境に悪影響を与える特定空家の解体費助成制度を活用し、解消に努めてまいります。

公営住宅の整備については、冬トピア団地の8棟目となる長寿命化工事を施行するほか、桜B団地及び本町上台団地の屋根や外壁の改修工事を行います。

また、大中山地区に建設中の道営住宅の整備について、支援してまいります。

次に、交通安全・防犯について述べてまいります。

交通安全対策については、関係諸団体等との連携を密にし、交通弱者と言われる児童生徒、高齢者の交通安全教育の徹底を図るとともに、事故防止の交通安全運動を展開してまいります。

また、全国的に高齢者の運転操作ミスなどによる痛ましい事故が発生していることを踏まえ、運転に不安のある70歳以上の高齢者を対象に、高齢者運転免許証自主返納支援事業を推進してまいります。

防犯については、警察、地域及び関係団体等と連携し、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

また、外灯については、外灯組合や町内会等とともに、維持管理に努めてまいります。

次に、消防・救急・防災について述べてまいります。

消防及び救急については、6月に東大沼多目的グラウンドトルナーレにおいて、渡島消防総合訓練大会が開催されることから、支援してまいります。

防災については、本年2月に七飯町地域防災計画を改定し、町民への情報伝達手段や避難行動要支援者の的確な把握など、防災対策の強化を図る内容としました。この計画に沿って、より災害に強いまちづくりを進めてまいります。特に、町民への情報伝達手段については、防災行政無線の町内全域への整備に加え、町内会と住民組織を活用した緊急連絡網など、あらゆる手段で災害時の情報伝達を確実に伝えるようにしてまいります。

また、全戸配布の七飯町防災ガイドマップについても最新のハザードマップや、大規模停電対策などを盛り込んだ内容に見直ししてまいります。

次に、情報ネットワークについて述べてまいります。

七飯町公式ホームページをリニューアルし、より利用しやすい環境を提供するとともに、多言語対応の機能を追加し、外国人にも観光や防災情報などを伝えられる環境に整備してまいります。

また、マイナンバーカードについては、9月からのマイナポイントキャッシュレス決済サービスや来年3月以降には健康保険証にも利用できるよう予定されていることから、普及率の向上に努めてまいります。

第2、快適なまち。

初めに、環境施策について述べてまいります。

大沼の環境保全対策については、大沼環境保全対策協議会において示された、大沼環境保全計画の方針に基づき対策を進めてまいります。また、ラムサール条約登録湿地である大沼の豊かな自然環境を次世代につなぐため、本年度開校する大沼岳陽学校の児童生徒を対象に、大沼ラムサール隊を編成し、自然環境学習を実施してまいります。

下水道処理区域外の生活排水対策については、合併処理浄化槽の設置を図り、公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の保全に努めてまいります。

次に、循環型社会について述べてまいります。

廃棄物対策については、分別の徹底やリサイクルの推進による資源の再利用を促進し、ごみの減量化を図ります。また、不法投棄の防止などについては、住民・事業者及び行政が一体となって取り組んでまいります。

クリーンセンターとななえ斎苑の設備については、メンテナンス及び改修工事を行い、また、老朽化が進むリサイクルセンターについては補修工事を行うとともに、更新の検討をしてまいります。

次、上下水道について述べてまいります。

水道・下水道事業については、施設の適切な維持管理や更新を行い、継続的なサービスの提供に努めてまいります。水道については、新たに水源を整備し、さらに安定的な水の確保を図ってまい

ります。

また、下水道については、これまで準備を進めてまいりました地方公営企業法の適用となることから、経営基盤の安定化と経営状況の明確化を図ってまいります。

第3、ふれあい・安心のまち。

初めに、保健・医療について述べてまいります。

保健については、第3期健康づくり基本計画に基づく事業を推進してまいります。主な取り組みとしては、生活習慣の改善が非常に重要であることから、高血圧や高脂血症などの生活習慣病を予防するためのヘルシー教室を開催してまいります。また、疾病の早期発見や重症化の予防に重点をおき、自分自身が健康管理を意識し、定期的かつ継続的な検診をより多く受けていただくため、基本健康診査の自己負担額を無料とし、受診勧奨のさらなる推進に努めてまいります。

母子保健については、妊婦・産婦健康診査や産後ケアの実施に加え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を行うため、保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行う新たな体制強化の充実を図ってまいります。

また、令和3年度からの実施を目指す5歳児健診事業に向け、健診後のケアや就学までのサポート支援の充実を図るため、保健師、町内幼保職員等を対象とした各種研修会を行うなど、知識向上を目指す取り組み及び各関係機関との連携体制を強化してまいります。

次に、地域福祉について述べてまいります。

第4期総合保健福祉計画に基づき、地域における課題の解決や共助の促進を図るため、関係団体等との連携のもと、要援護者支え合い事業やボランティアポイント事業を推進してまいります。町内の介護事業所等に従事する人材の確保については、介護職員初任者研修受講補助金の補助要件を拡充してまいります。

また、地域福祉のさらなる充実に向けて、高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画及び第5期障がい者福祉計画、第6期障がい者プランを策定

してまいります。

次に、高齢者福祉について述べてまいります。

高齢者が、介護や支援が必要になっても、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅福祉サービスの充実に努めるとともに、高齢者の実情に合った対応を講じてまいります。

また、老人クラブ、老人クラブ連合会が行う健康・友愛・奉仕活動を支援してまいります。

介護保険事業については、地域共生社会の実現に向け、他機関の共同による包括支援体制の構築に向けた実施体制の整備を進めるとともに、認知症やひとり暮らし高齢者の増加に比例して成年後見制度の利用の必要性も高まりつつあり、成年後見制度の利用促進に必要な中核機関を設置し、支援機能の充実に努めてまいります。

また、介護予防と生活支援においては、有償ボランティアによる生活援助と外出支援を組み合わせた生活支援サポート事業を推進するとともに、地域コミュニティによる地域介護予防活動支援事業を支援してまいります。

次に、障がい者福祉について述べてまいります。

障がい者福祉については、地域共生社会の実現に向け、これまでの施策に加え障がい児・障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、必要な支援を提供する仕組みを構築するため、函館圏域で地域生活支援拠点を整備し、地域全体で支えるサービス提供体制を構築してまいります。

次に、社会保障について述べてまいります。

医療費助成については、子供、重度心身障がい者及びひとり親家庭などの医療費の助成範囲を北海道の基準を拡大して実施しておりますが、助成内容を精査し、見直してまいります。

国民健康保険特別会計については、予防のための検診を積極的に推し進める特定健診における受診勧奨や自己負担を無料とし、さらに引き続き人間ドック・脳ドック・高齢者インフルエンザ予防接種事業を実施し、病気の早期発見・早期治療による医療費の抑制に努めながら、健全な運営を目指してまいります。

第4、育むまち。

初めに、子育て支援について述べてまいります。

国の施策となる幼児教育、保育無償化が昨年10月から始まり、幼児期の教育・保育を提供する体制の確保、地域子ども・子育て支援事業の実施を総合的・計画的に行うため、「第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援サービスを充実してまいります。

また、本年度より母子保健と一体となる子育て世代包括支援センターを設置するとともに、切れ目のない子育て支援の強化、いわゆる妊娠・出産・子育てに関する総合的な支援体制を推進してまいります。

放課後児童健全育成事業については、公立及び民間の学童保育クラブが連携し、地区単位での待機児童解消に向けた取り組みを進めてまいります。具体的には、民間の学童保育クラブを利用した場合の保護者に対して、公立と民間の利用料差額の2分の1相当を助成し、保護者の負担を軽減してまいります。本町地区と大中山地区の子育て支援センター及び大沼多目的会館で実施しているちびっこ広場を地域子育ての支援拠点として、子育てに関する相談や情報提供、あそんでSUNDAYパパなど、楽しく子育てができるよう子育て世代を支援してまいります。

児童虐待防止については、情報収集に努めるほか、児童相談所、教育委員会、保育所等関係機関と情報共有を図り、虐待を未然に防ぐため、子育て支援ネットワーク会議を活用し、一体となって対策強化に努めてまいります。

次に、教育関係について述べてまいります。

教育関係については、教育長からの教育行政方針において、学校教育、生涯教育及びスポーツ振興など詳細に示されておりますので、ここでは町長部局が実施する交流活動の推進について申し述べます。

国際交流については、国際的視野に立つ豊かな人材を育成するため、本年度も中高校生及び町民代表を姉妹都市、アメリカコンコード町へ派遣してまいります。国内交流については、姉妹都市香川県三木町を初め、経済・文化・防災などつながりのある自治体と引き続き交流を深めてまいりま

す。

第5、活気とにぎわいのまち。

初めに、農林水産業について述べてまいります。

農業については、既に発効されているTPP11、日EU・EPAなどの国際貿易協定や本年1月1日に発効された日米貿易協定により、国内農畜産物の価格低迷が懸念されますが、昨年、生産者から期待された新たな集出荷予冷施設が稼働し、野菜取扱額が5年連続30億円を超えるなど安定しつつあり、七飯町ブランドとして消費者に対し、産地の差別化と高品質で安全・安心な農畜産物の生産出荷を図ってまいります。

林業については、森林の整備などに活用する地域財源として、平成31年3月に創設された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、七飯町森林環境譲与税基金条例を制定いたしました。本年度から、本基金を活用し、森林所有者への意向調査や木育活動支援などを実施してまいります。

また、各種町有林事業などを実施するほか、災害・防災対策として治山事業の要望を行ってまいります。

大沼の内水面漁業については、大沼環境保全対策協議会を初め関係機関と連携し、資源確保や水質浄化に係る調査・研究を進めてまいります。

次に、商工業について述べてまいります。

商工業については、町内の経済活性化の原動力であり、地域社会においても重要な役割を担っている中小企業に対し、商工業経営安定資金融資制度や融資信用保証料補給及び利子補給を実施し、七飯町商工会などの関係団体と連携して、中小企業の経営安定化を支援してまいります。

また、起業創業支援として、公益財団法人函館地域産業振興財団などと協力し、引き続き創業バックアップ事業に取り組み、地域での起業創業者への支援を通じて地域経済の活性化を図るとともに、函館地域経済牽引事業促進協議会と連携し、豊かな資源や立地条件を紹介し、企業誘致を進めてまいります。特に、本年度の起業立地としては、道の駅の隣接地に、観光農園と宿泊を兼ね備えた温浴施設の建設が予定されているほか、J

R大中山駅付近においては酒蔵の建設が予定され、地域の活性化施設として経済波及効果が大きいと期待されていることから、支援してまいります。

次に、観光について述べてまいります。

観光については、大沼国定公園を中心としたすぐれた自然を生かし、大沼体験観光づくり実行委員会が実施する体験プログラムや環駒ヶ岳広域観光協議会や北海道新幹線新駅沿線協議会による広域観光ルートの開発に取り組むとともに、北海道や周辺自治体と連携して、修学旅行等の教育旅行の誘致のほか、国内外の観光客に向けての都市部でのイベントや商談会などで各種プロモーション活動を展開し、七飯町の魅力を発信してまいります。

特に、本年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、6月14日には大沼国定公園内において聖火リレーが行われます。1人でも多くの方に大沼を知ってもらい、訪れてもらうための好機と捉え、北海道らしい豊かな大自然をPRしてまいります。

具体的には、インバウンド対策として、観光情報等を英語・中国語・フランス語などの9言語で紹介するサイトと連携し、スマートフォンやタブレットなどから七飯町の名所やグルメ情報の取得、目的地までのルート案内やレンタカー予約なども可能にするサービスの提供を行ってまいります。

次に、雇用対策について述べてまいります。

雇用対策については、ハローワークや南渡島通年雇用促進支援協議会などと連携し、求人情報の提供や通年雇用に必要な資格取得のための技能講習の実施など、就労と雇用の促進を図ってまいります。

また、高齢者の雇用については、七飯町シルバー人材センターと連携し、健康で働く意欲のある高齢者の多様なスキルや経験を活用し、安定した活動を支援してまいります。

次に、消費者対策について述べてまいります。

町内の消費拡大と町内企業へ活力を与えるため、引き続き、あかまつ街道納涼祭、七飯町物産グルメ発表会、チビッコ雪まつりなどのイベント

を支援してまいります。

道の駅については、周辺の民間施設や本年度建設着工予定の温浴施設との連携を図りつつ、函館新幹線総合車両所の一般公開実現を含めて、大沼国定公園とともに七飯町の魅力を発信し、観光振興と地域活性化に取り組んでまいります。

第6、ともに歩むまち。

初めに、協働のまちづくりについて述べてまいります。

まちづくりは、町民と行政と議会が協力し合い、自ら考え行動し、汗を流す協働の考えが必要であります。4月から開校となります大沼岳陽学校は小・中学校を廃校し、新たに義務教育学校の開校という画期的な取り組みが実を結びます。昨年11月に、4校の閉校式を終えるなど、地域住民の皆様と汗を流す協働のまちづくりへの御理解、御協力に対しまして、厚く感謝を申し上げますとともに、心より敬意を表します。

このことから出前町長室を実施し、町民の皆様のご意見などを真摯に受けとめ、町民の皆様とともに行政を進めてまいります。

次に、自立する自治体経営について述べてまいります。

人口減少が進む中において、安定した住民サービスを持続していくためには、今後の公共施設の整備として、財源確保の面から費用負担の少ない民間主導での改築や長寿命化計画による改修を進めるほか、あわせて施設の必要性についても検討してまいります。特に、市街化区域においては、医療・福祉・商業など生活サービス機能を維持しながら都市機能、居住機能の集積、公共施設の適正な配置などによるコンパクトなまちづくりへの転換を図る必要があります。

このことから持続可能で、利便性の高い都市構造の実現に向けて、その指針となる七飯町立地適正化計画を策定してまいります。あわせて、本年度は町内全域のデジタル空中写真撮影を行います。ハザードマップ作成に係る現況確認のほか、固定資産、都市計画区域、農業区域、河川及び道路などの現況確認に活用してまいります。

行政改革については、第5次行政改革大綱の計画期間が終了となることから、次期大綱の計画策

定に向け検証を行うほか、新制度の会計年度任用職員についても必要最小限の任用に努めてまいります。あわせて事務事業、使用料及び手数料などの見直しを行ってまいります。

また、大沼岳陽学校の開校に伴い、廃校となる小学校3校の利活用とあわせ、選挙投票所の統廃合についても検討してまいります。

歳入の確保としては、利活用の計画がない町有財産の処分を進めるほか、一定のルールが示されたふるさと納税については、返礼品の見直しのほか企業版ふるさと納税に取り組むなど、安定した財源となるよう努めてまいります。

IV、むすび。

以上、本年度の町政執行についての所信と主な施策の概要について述べさせていただきました。

全国的に人口減少と高齢化に伴う地域活力の低下が進む中、今後、税収の減少や社会保障費の増大などが予想されますが、議会の皆様を初め町民の皆様とともに知恵を出し、工夫を重ね、力を合わせて人口減少を1人でも少なくするよう進めてまいります。

特に本年度は、平成28年度を初年度とした10カ年計画である第5次七飯町総合計画の前期を終える年度となることから、後期5カ年の計画の見直しを行います。見直しに当たっては、七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性や本年度実施される国勢調査の状況なども勘案し、計画内容の適正化を図ってまいります。

中でも、北海道新幹線の札幌までの早期延伸は、本町においては運行車両の増加による函館新幹線総合車両所の増強につながるとともに、就労人口の増加や新規採用職員の地元雇用も見込まれるほか、道北など全道からの観光客も期待されます。このことは地域の活性化や安定した税収の確保にも寄与されることから、関係の機関・団体とともに継続して強く要望してまいります。

令和という新しい時代に入っても行政の使命は、町民の皆様のご安全で安心な暮らしを保障し、よりよいものにしていくことであり、いつの時代においても変わるものではありません。

「災害に強い安全で安心なまち“七飯町”」、
「住みたいまち・住み続けたいまち“七飯町”」

を目指し、これまでの政策の継続や検証を重ねつつ、町民の皆様の暮らしを守るため、果敢に行政運営を推し進めてまいりますので、議会の皆様及び町民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます、本年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（木下 敏） 以上で、令和2年度七飯町施政方針を終わります。

日程第3

令和2年度七飯町教育行政方針

○議長（木下 敏） 日程第3 令和2年度七飯町教育行政方針を行います。

教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（與田敏樹） I、はじめに。

令和2年第1回七飯町議会定例会の開会に当たり、本年度の七飯町教育行政方針の概要について申し上げます。

本年度も、教育行政の根本となる教育大綱（第2次七飯町教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。））に基づき、事業を実施してまいります。

学校教育にあつては、児童生徒にとって安全な「行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、教職員にとって「働きがいのある学校」を目指し、学ぶ喜びを共感できる学校づくりを推進してまいります。

社会教育にあつては、「生涯学習環境の創出と人材の育成」を基本に、「町民がきずなで結ばれ、生きる力を育み、ともに学ぶまち七飯」を目指し、その主役となる「人づくり」を念頭に進めてまいります。

一方、大変厳しい財政状況の中、子どもたちや町民への影響に配慮しながら、事務事業の見直しを行ってまいります。

II、教育基本方針。

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという「人づくり」の使命を担うものであります。

本年度も学校教育の充実を初め、生涯学習の推

進や生涯スポーツの振興、本町の豊かな伝統・文化の継承や文化財の保護などの施策を実施してまいります。

III、令和2年度の主要施策。

令和2年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき取り組む主な施策について申し上げます。

第1、開かれた教育行政の推進。

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議と連携を図り、責任体制の明確化や教育委員会議会の充実、公開、情報発信を行い、地域に根差し開かれた教育委員会を目指します。

第2、幼児教育の充実。

幼児期の教育は、能力開発、身体育成、人格形成、情操と道徳心の涵養にとって極めて大切な時期であり、子どもたちの生涯にわたる資質・能力の向上に寄与するものであります。教職員の資質向上はもとより、家庭から幼児教育施設、幼児教育施設から小学校への円滑な移行、家庭や地域、関係機関が一体となった幼児教育の推進に努めてまいります。

第3、学校教育の充実。

児童生徒の基礎学力の向上と健全育成、社会の変化に対応した教育や道徳教育の充実に努め、「生きる力」の育成を図ります。

児童生徒にとって安全な「行きたい学校」、保護者にとって安心な「通わせたい学校」、教職員にとって「働きがいのある学校」を目指します。

(1)学校経営の充実。

学校評価等を生かし、校長のリーダーシップのもと、教育課題解決のため、全教職員の創意が生かせる協働体制の確立に努めます。

七飯町教育研究所や北海道教育大学函館校等と連携し、教職員の資質向上や学校経営の改善等に努めます。

教職員の働き方改革を推進するため、各学校にタイムカードを導入し、教職員の勤務時間の適正把握を図ります。

また、勤務時間外における電話対応について、地域や保護者との協議が整った学校から順次、留守番電話機能による対応とします。

社会に開かれた教育課程の実現を目指し、中学校区単位でのコミュニティ・スクールの導入や地域学校協働本部の設置について検討します。

(2)基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実。

児童生徒の育ちと9年間の学びの連続性を大切にしながら、各学校の重点教育目標達成に向けた特色ある教育課程を編成・実施するとともに、本年度も学習支援員を活用し、習熟度に応じたきめ細かな学習指導を行い、全ての児童生徒に基礎・基本の確実な定着と活用する力を育てます。

また、学力向上には、家庭での学習習慣の確立が不可欠です。引き続き各家庭にリーフレット「七飯町家庭学習の手引き」の積極的な活用を促します。小学校の社会科副読本は、来年度の改定版発行に向けた準備を進めます。

(3)道徳教育の充実。

命を大切にすする心や規範意識を重視し、実社会や実生活とのかかわりを大切にした「心の教育」の充実を図ります。

また、多様な教材の活用を図り、ボランティア活動や体験的な活動を取り入れ、豊かな人間性を育てます。

(4)いじめ対策の充実。

「いじめ」は絶対に許されないことです。一方、学校に携わる全ての関係者が、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という意識を常に持ち続け、「七飯町いじめ防止基本方針」のもと、いじめの未然防止、早期発見に努めます。

万が一、いじめが発生したときには、いじめを受けた児童生徒の保護に万全を期すとともに、いじめを行った児童生徒には毅然とした指導を行い、いじめを受けた児童生徒の立場に立った解決を図ります。本年度も7月を「いじめ根絶月間」と定め、児童生徒から標語を募集し、いじめ防止等に関する啓発を行います。

(5)生徒指導の充実。

不登校対策等については、適応指導教室指導員や指導主事が各学校と連携を密にし、七飯町適応指導教室「レインボー」への通級や各中学校に配置しているスクールカウンセラーの活用など、総

合的なサポート体制の充実を図ります。

また、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携しながら対応することとします。

なお、本年度からスクールロイヤー（弁護士）と連携し、問題解決への早期対応を目指します。

校外生活における児童生徒の安全・安心を確保するため、「七飯町生徒指導推進連絡協議会」の活動を支援するほか、定期巡回や「子ども110番の家」の拡充等に努めます。

(6)学校体育と学校保健指導の充実。

七飯町の児童生徒の体力・運動能力は改善傾向にありますが、引き続き生活習慣の改善とあわせて学校体育の充実、生涯スポーツの基礎づくりを進め、健康な身体づくりを推進します。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の高揚に努めます。

(7)特別支援教育の充実。

特別支援教育支援員を引き続き各学校に配置し、特別支援教育の充実を図ります。また、幼稚園等・小学校・中学校における校種間の円滑な連携・接続のため、教育支援委員会で適正就学のための相談・指導の充実を図ります。

(8)環境教育の充実。

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松街道など、豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏まえた環境教育の充実を図ります。

(9)国際理解教育の充実。

国際社会の一員として活躍する信頼される人材を育成するため、英語の外国語講師を継続して配置し、チームティーチングによる英語教育の充実を図ります。また、小中高等学校の教職員で組織する七飯町小中高英語教育連携協議会を継続して支援し、小学校外国語活動の充実や中高連携の強化を図ります。

(10)防災・安全対策の充実。

施設、設備、通学路の安全点検等、教職員全体で安全な学校づくりに取り組みます。突発的に発生する事件・事故・自然災害等に対処するため「危機管理共通マニュアル」を常に見直すとともに、実践的な防災・安全対策を推進します。さら

に、地域における見守り活動、「子ども110番の家」や不審者情報ネットワーク等の活用や、コミュニティ・スクールの特性等を生かし、地域ぐるみで児童生徒の安全確保を図ります。

(1) 食育の推進。

児童生徒が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育を計画的に推進します。ふるさと教育や地域経済の活性化を図る上からも、町費による地元産食材を使用した安全・安心な給食を推進します。給食費については、徴収率の向上を図り、学校給食費会計の安定化、公会計の移行を目指します。

また、衛生管理の水準や意識の向上を図るため、北海道HACCPの認証取得を目指します。

(1) 2) 教育環境の整備・充実。

① 教育施設の整備について。

教育施設の安全性・快適性の確保のため、学校と連携を密にし、早い段階での維持補修に努め、長寿命化を図ります。小学校においては、本年度からプログラミング教育が必修化となることから、国の校内通信ネットワーク整備事業を活用し、各学校のICT環境の整備・強化を図ります。

② 学校備品の整備・充実。

教材備品、情報機器の整備は、本年度も計画的に推進します。なお、情報機器については、各学校のICT環境の整備・強化とあわせ、児童生徒1人1台の端末機整備を4年計画で取り組みます。

③ 奨学金の利用の促進。

進学の意欲と能力がありながら、家庭の経済的な理由により高校、大学等への進学が困難な学生生徒に対する奨学金の利用促進を図り、将来を担う有能な人材の育成に努めます。

④ 就学援助費の見直し。

生活実態に見合った適正な収入を把握するため、2年後から判定基準を現在の世帯所得から世帯収入に変更します。

⑤ 校長・教頭住宅のあり方。

小中学校の校長・教頭住宅は、地域事情及び交通事情に鑑み、学校経営に支障のないよう対応します。

⑥ 大沼岳陽学校の開校について。

道南で初めてとなる義務教育学校大沼岳陽学校は、地域や保護者・教職員・卒業生を初め多くの方々の御理解と御協力により4月に開校することとなりました。校訓「世界に輝け」を見据えて、世界に大きく羽ばたけるような人材の育成を目指します。

なお、開校を記念して、5月に開校式典を実施します。

⑦ 学校事務職員のセンター化について。

学校事務職員の業務の効率化を図るため、センター化を検討します。

⑧ 小中学校図書室の地域への開放について。

地域とともにある学校を目指し、小中学校図書室の地域開放について研究します。

⑨ 学校用務員の民営委託化について。

児童生徒の教育環境改善を目指し、民間の専門的技術やその蓄積を活用するため、学校用務員の民営委託化を本年度から実施します。

第4、生涯学習の推進。

七飯町が活力に満ちた町として発展するためには、個性豊かで創造力に富んだ人材を育成し、生涯を通じて生きる喜びが実感できる生涯学習社会の構築が重要です。

第3次七飯町社会教育中期計画（平成28年から32年度）に基づき、引き続き町民一人一人が地域の自然や歴史・文化に親しみながら、生涯にわたり学び続けることのできる生涯学習推進体制を確立するとともに、時代の変化に対応する第4次七飯町社会教育中期計画（令和3から7年度）を策定します。あわせて、子供たちの健やかな成長のために、家庭や地域が一体となって健全育成に取り組むことができるよう、地域の教育力の向上に努めます。

また、郷土の発展に欠かせない文化意識の高揚と文化財の保護・活用など、文化施策を積極的に推進します。

(1) 生涯学習。

生涯学習、地域づくりを推進するため、中央公民館としての文化センターや各地区公民館、七飯町歴史館などが連携し、文化祭、老人大学、公民館講座、サークル活動の実施や図書資料の活用な

ど多様な学習機会の提供を図り、生涯学習機能の充実と行政サービスの向上を目指します。

老朽化が目立つ社会教育施設については、利用者の安全確保の上からも、計画的・効率的な整備と集約化を図ります。老人大学については、高齢化率の進展にもかかわらず、参加者が3大学とも減少してきております。高齢者が生きがいを持って参加したいと思える老人大学となるよう、講座内容について検討します。

大沼老人大学は、本年度開講40周年を迎えることから、記念事業を実施します。なお、同大学は参加者の減少が顕著であるため、本年度をもって閉学とします。

(2) 青少年の健全育成。

七飯町が力強く発展していくためには、青少年の健全育成が不可欠です。体験・交流活動、社会活動等への参加を促し、郷土を愛し、あすの七飯町を担う心豊かで心身ともにたくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全・安心な居場所づくり、健全育成を推進するため、子ども会活動やPTA活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための宿泊体験、文化体験など、青少年育成事業を推進します。

(3) 家庭と地域の教育力の向上。

家庭教育は、子どもの基本的な生活能力・豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などを身につける上で大変重要な役割を果たします。共働き家庭の増加や少子高齢化による人口の減少により、家庭と地域とのつながりの希薄化に加え、子育てを支える地域環境が大きく変化しています。家庭・地域・学校の連携を強化し、子どもの健全育成を目指します。

(4) 芸術・文化の振興。

芸術文化、生活文化、伝統文化など各分野の振興を図るため、各種芸術文化団体等への支援を通じて創作活動を奨励します。また、芸術文化活動に対する助成制度などを活用し、幅広く町民を対象とした芸術鑑賞の拡充や提供に努めます。

(5) 文化財の保護・管理の推進。

文化財は、風土や自然、そしてそこに住む人々の営みの中で生まれ、長い歴史の中で守り伝えら

れてきた町民の貴重な財産です。保存整備と積極的な活用を図ります。埋蔵文化財のほか、民俗資料の展示施設として位置づけている七飯町歴史館において、多角的な視点からの企画展・講座等を開催し、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

(6) 生涯スポーツの推進。

いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努めます。子供たちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会などを開催し、運動の習慣化を図ります。プロチームや実業団のスポーツ合宿誘致を積極的に進めるとともに、チームや選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツへの興味関心を高めます。

IV、終わりに。

以上、令和2年度の教育行政方針について申し上げます。無限の可能性を秘めた七飯町の子どもたちは、郷土のあすを担うかけがえのない存在です。七飯町教育委員会としては、厳しい財政状況にあっても知恵と工夫と創造性で、子どもたちが健やかに成長できるよう教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民一人一人が健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみ、スポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

七飯町議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、新年度の教育行政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長(木下 敏) 以上で、令和2年度七飯町教育行政方針を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時09分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第4

各常任委員会報告

○議長（木下 敏） 日程第4 各常任委員会報告を議題といたします。

初めに、経済産業常任委員会の報告を求めます。

長谷川委員長。

○8番（長谷川生人） 委員会報告第2号経済産業常任委員会報告書。

令和元年12月13日第4回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和2年2月5日。

七飯町議会議長木下敏様。

経済産業常任委員会委員長長谷川生人。

記。

所管事務調査事項。

七飯町観光振興の状況について。

除雪、排雪対策の取り組みについて。

令和元年12月20日、令和2年1月17日、2月5日の3日間、委員会を開催し、経済部長、商工観光課長、土木課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行った。

1、調査の目的。

町の観光振興に対する取組状況及び除雪、排雪対策の取組状況を把握するため、調査を行った。

2、調査の方法。

七飯町観光振興の状況については、町の観光振興対策の取組内容に関する資料、観光入込客数の推移、外国人観光客の受け入れに対する資料等の提出を求めたほか、経済部長、商工観光課長への聴取を行った。

除雪、排雪対策の取組については、除雪区間、除雪路線の図面、除雪に対する苦情の内容と件数、直営路線の除雪車の台数、小型ショベル5台の活用方法に関する資料等の提出を求めたほか、経済部長、土木課長への聴取を行った。

3、七飯町観光振興の状況について。

(1)町の観光振興対策の取組内容について。

観光振興対策の主なものとしては、まずは七飯町を知ってもらうということが重要であることから、情報発信を中心とした取り組みを実施している。観光パンフレットやガイドマップの作成、S

NSを活用した自然やイベントなどの観光情報の発信、旅行会社との商談会に参加してのプロモーションを実施している。

広域的な取り組みとしては、北海道新幹線新駅沿線協議会による旅するパスポート事業としてJRやバス事業者などと連携し、フリーパスを販売・PRすることで二次交通の利用促進を図ることを実施している。また、環駒ヶ岳広域観光協議会においては、グレートアース事業やモニターツアーの実施、道外で開催されるイベントや商談会に出展しての3町の魅力発信に努めている。

委員から、大沼国定公園の駐車場の料金の値下げや無料化への検討について質疑があり、自然公園財団が管理する駐車場については、大沼国定公園の維持管理、清掃を行うための協力金として駐車料金を徴収している。以前は、駐車場が無料で誰でも入れる状況であったため、乱雑な状況であったことから、町と議会が連名で北海道に対して要望書を提出している経緯があることや、北海道、自然公園財団、地元事業者など関係団体においてもさまざまな意見があることから、町としては関係団体の意見を踏まえながら、慎重に対応していきたいとの回答であった。

(2)七飯町観光入込客数の推移について。

平成30年度については、道の駅なないろ・ななえの開業により観光入込客数が増加しているものの、全体的な基調としては団体旅行客が減少している傾向にあることや、北海道胆振東部地震等の影響もあり、大幅な増加とはなっていない。

平成25年度から平成30年度までの観光入込客数については、次の表のとおりである。

3ページの上段の表でございます。

(3)外国人観光客の受け入れに対する対策について。

外国人観光客に対する情報発信手段としては、観光パンフレットやガイドマップを英語・繁体字・簡体字・韓国語で作成するほか、旅するパスポートの外国版チラシやウェブでの紹介、アジア圏のインバウンド向けにウェブ上で観光情報を発信している。

誘致の状況としては、各種イベントや商談会において町のプロモーションを行っており、このほ

か各種インバウンドセミナーへの参加、モニターツアーの実施や旅行商品の造成に努めている。

また、受入れ体制の整備としては、平成27年度から平成28年度に実施したICTを活用した訪日外国人対応DMO構築推進事業により多言語ホームページの作成、リーフレット作成、アプリ作成やWi-Fiの整備を行っている。

委員からは、函館港へのクルーズ船寄港時などの誘致活動について質疑があり、クルーズ船からの誘客については、アクティビティを中心とした町のPRを行っているほか、各種商談会等でのPR、函館市、北斗市、北海道とも共同して誘致活動を行っており、今後もクルーズ船からの誘客に取り組んでいきたいとの回答であった。

さらに、委員からは、特にクルーズ船からの観光客については、ツアー会社などに対して各関連市町が連携して情報発信をするなど、より魅力的な観光振興を図ることを求める発信があり、町としては、魅力的な自然環境を活用したアクティビティの質の向上や新たなメニュー開発などの取り組みを進め、より魅力的な項目となるよう努めていきたいとの回答であった。

4、除雪、排雪対策の取り組みについて。

(1)除雪区域の概要について。

町内全体の除雪延長は362キロメートルとなっており、そのうち直営による除雪延長は141.8キロメートルで全体の39.2%、委託による除雪延長は220.2キロメートルで全体の60.8%となっている。直営、委託ともに毎年のように路線の見直しを行い、効率的で時間短縮できる除雪体制を構築している。直営の除雪機械台数は、10台で11名、委託の除雪機械台数は、30台・35名、合計で40台・46名で除雪を行っている。

令和元年度における業者委託、直営による除雪地区、延長距離等は、次の表のとおりである。下の表が、業者委託の表でございます。次のページの表が、直営による表でございます。

(2)除雪に対する苦情の状況について。

毎年の苦情の傾向としては、寄せ雪、排雪、除雪要望が多くを占めているが、平成30年度においては、これらの苦情が激減している。

除雪要望に関しては、除雪出動基準を考えながら費用対効果や、その後の除雪等を勘案して出動判断をしている。

過去3年の除雪に対する苦情内容は、次の表のとおりである。6ページの上の段でございます。

(3)直営路線の現状と課題について。

直営の除雪延長141.8キロメートルを6台の大型機械で行い、3台の小型除雪ドーザで援護除雪を行っている。乗車人数は1台に1名が基本であるが、除雪専用車と除雪ダンプについては2名乗車としている。

直営路線の課題としては、除雪機械の運転者の募集をしても新規の応募がないことから、担い手の育成と確保が重要な課題となっている。現在の直営を維持できないことも考えられることから、中長期的な除雪体制の見直し、委託体制の見直しなど、多方面からの検討が必要となっている。

また、委託業者も担い手不足が懸念されているが、雇用対策にもつながることから、官民一体となった除雪体制を構築していく必要がある。

委員からは、今後の担い手の育成と確保についての質疑があり、運転手の確保は、官民ともに課題となっている。冬場の除雪だけでなく、夏場でも維持管理を行うことができる組合を設立し、通年で維持管理を行うことなども含め、考えていきたいとの回答であった。

(4)小型除雪ドーザの活用について。

平成29年度に記録的豪雪を記録した際に、除雪体制の見直しの一環として、大型ショベルの後ろに小型除雪ドーザを配置し、間口の除雪を半分程度でも取り除けるようにという目標で、配備に至っている。平成30年度に関しては、電話、メール、ファックス、手紙においてお礼の言葉が多く寄せられており、相当な効果があったとのことであった。

活用方法としては、大型除雪ドーザで除雪して取り残された寄せ雪等を後方から、小型除雪ドーザが寄せ雪等の除雪を行い、また、歩道、交差点の除雪、排雪時のダンプへの雪の積み込み、道路拡幅などに活用するものである。

5、まとめ。

近年の観光の傾向としては、団体旅行から個人

旅行へと旅行形態がシフトしており、また、体験型観光など地域の資源を生かした観光が求められている。特に、函館港へ寄港するクルーズ船からの観光客については、ツアー会社などに対して各関連市町が連携して情報発信を行うなど、より魅力的な観光振興を図るよう望むものである。

委員からの質疑が多かった大沼国定公園の駐車場の料金の値下げや無料化についても、これまでの経緯等や各関係団体の意見を踏まえ、より多くの利用者が利用しやすいような取り組みが求められるところである。

昨今の観光に対するニーズの多様化を踏まえると、これまでの取り組み内容に加え、増加するインバウンドへの対応、近隣自治体や民間事業者と連携した受け入れ体制の整備や情報発信のさらなる強化を望むものである。

次に、除雪、排雪対策の取り組みについては、当町においては行き届いた除雪を行っているという評価がある中、小型除雪ドーザの導入による多様化する住民ニーズへの対応など、効率的な除雪体制の構築を図っている。

一方で、除雪機械の運転手の高齢化により、担い手が減少する傾向にあり、担い手の育成と確保が重要な課題となっている。そのため、官民一体となった担い手の確保や除雪体制の構築など、将来的な除雪体制について、民間事業者との連携を密にしながら、七飯町に適した除雪体制が構築されることが望み、委員会報告とする。

以上でございます。よろしく御審議願います。

○議長（木下 敏） 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

次に、民生文教常任委員会の報告を求めます。

坂本委員長。

○10番（坂本 繁） 委員会報告第3号民生文教常任委員会報告書。

令和元年12月13日第4回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和2年2月28日。

七飯町議会議長木下敏様。

民生文教常任委員会委員長坂本繁。

記。

所管事務調査事項。

リサイクルセンターの現状と課題について。

令和2年1月9日、21日、31日の3日間委員会を開催し、民生部長、環境生活課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明を聴取し、現地調査を行うとともに、各委員から報告書に記載する意見の聴取を行った。

また、2月21日に委員会を開催し、報告書に記載する内容の確認を行う予定であったが、町内で新型コロナウイルスの感染者が発生したことにより、委員会の開催を中止し、各委員申し送りによる報告書の確認を行った。

1、調査の目的。

リサイクルセンターの現状を把握するとともに、今後の課題について検討するため調査を行った。

2、調査の方法。

リサイクルセンターの概要に関する資料、リサイクルセンターでの作業工程マニュアル、平成25年度以降の再生利用物の売り払い状況などの資料の提出を求め、民生部長及び環境生活課長への聴取及び現地調査を行った。

3、リサイクルセンターの現状と課題について。

(1)リサイクルセンターの概要について。

リサイクルセンターは、平成8年9月に缶・ビン棟、平成9年11月にペットボトル棟、平成12年6月にプラスチック棟が建設されている。敷地においては、収集した資源ごみを搬入しており、選別、圧縮、保管した後に缶、紙類及びリターナブル瓶は町内の廃品回収業者へ売り払いし、ワンウェイ瓶、ペットボトル及びプラスチック類は、指定法人に引き渡ししている。

リサイクルセンターの管理業務は、委託契約によるもので、管理期間は平成30年度から令和2年度までの3カ年の長期継続契約となっている。町は、委託契約に基づき、受託者が委託業務の処理上、必要なものは貸与している。

リサイクルセンターの施設の概要、業務委託に当たっての、町からの貸与品の一覧については、

次の表のとおりであります。表をごらんください。

リサイクルセンターの施設は、旧じん芥処理場の敷地内に建設した施設に機械を導入して作業を行っているが、それぞれの建物が建設から20年前後経過していることから、施設の老朽化やリサイクル量の増加による狭隘な環境となっている。平成25年度以降は、人身事故が発生していないものの、過去には人身事故も発生していることから、作業環境の改善が求められるところである。

平成25年度以降のリサイクルセンターの修繕状況は、次の表のとおりであります。表をごらんください。

(2)再生利用物の売り払い状況について。

再生利用物の売り払いについては、市場価格によって売り払い単価の変動はあるが、毎年、入札による売り払いを行っている。平成25年度以降の再生利用物の売り払い状況は、次の表のとおりでございます。表をごらんください。

(3)リサイクルセンターの今後の課題について。

設備の老朽化が進み、廃棄物の種類ごとに建物が散在していることに加え、建物自体が狭隘であることから、作業環境的にも改善が必要となっている。また、十分な分別が行われていないごみもあり、これらが作業効率を低下させる要因の一つでもあると考えられる。

町は、旧ごみ焼却施設の解体撤去後の跡地を利用して整備することを検討(平成31年3月改定七飯町一般廃棄物処理基本計画に記載)しているが、現在の限られた立地条件や財政状況の課題が山積している。当面の間は、特に老朽化している機材を年度計画で更新することで、既存施設の長寿命化を図ることとしている。

委員からは、現施設の作業環境や作業動線についての質疑があり、町としては、狭隘な場所での作業を行っている環境であり、搬出する資源をストックする場所もないことから、現状を把握しながらも効率化を図るとともに、現場からの意見を踏まえながら、目に見える形で少しずつ環境改善に向けて進めていきたいとの回答であった。

4、まとめ。

リサイクルセンターについて調査を行ったところ、建物自体が狭隘で老朽化していることから、作業環境は決して好ましい状況ではない。当委員会においては、平成24年に当該施設に関する調査を行っており、前回の調査から7年を経過しているところであるが、作業環境の改善という課題は、いまだに解決できていない。

町としては、当面の間は、特に老朽化している機材を年度計画で更新することで、既存施設の長寿命化を図るとしているが、建物の老朽化や廃棄物の種類ごとに建物が散在している状況を踏まえると、作業環境や作業動線の観点からも抜本的な改善策が必要である。

このことから、作業環境の改善に向け、現場との連携を密にしながら、施設の改築や増築などの改善策を講じることを望むとともに、作業の効率化に向けてごみの減量化や分別の徹底を図るための啓発なども十分に行われることを望み、委員会報告とする。

以上で終わります。

○議長(木下 敏) 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

次に、総務財政常任委員会の報告を求めます。

池田委員長。

○4番(池田誠悦) 委員会報告第4号総務財政常任委員会報告書。

令和元年12月13日第4回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和2年3月3日。

七飯町議会議長木下敏様。

総務財政常任委員会委員長池田誠悦。

記。

所管事務調査事項。

七飯町地域防災計画について。

令和2年1月20日、2月4日の2日間委員会を開催し、総務部長、情報防災課長の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取を行うとともに、各委員から報告書に記載する意見の聴取を行った。

また、2月20日に委員会を開催し、報告書に記載する内容の確認を行う予定であったが、町内で新型コロナウイルスの感染者が発生したことにより、委員会の開催を中止し、各委員申し送りにより報告書の確認を行った。

1、調査の目的。

七飯町地域防災計画の改正の経緯及び改正の内容を把握するため、調査を行った。

2、調査の方法。

七飯町地域防災計画の改正の経緯、七飯町地域防災計画の改正箇所に関する資料等の提出を求めたほか、総務部長、情報防災課長への聴取を行った。

3、七飯町地域防災計画の改正の経緯について。

(1)七飯町地域防災計画について。

地域防災計画とは、災害対策基本法第42条に基づき、七飯町、北海道、指定地方行政機関(国の出先機関)、指定公共機関(通信、交通、電力、報道機関ほか)等の処理すべき事務または業務の大綱等を定めるため、七飯町防災会議(七飯町防災会議条例に基づく会議)が作成するもので、本編と資料編によって構成されている。

七飯町防災会議委員の構成は、次の表のとおりでございます。参照ください。

(2)七飯町地域防災計画改正に至る経緯。

昭和37年12月に、七飯町地域防災計画(初版)が作成されてから4度の修正を行ってきたが、平成25年9月を最後に改正しておらず、この間に気象業務法、水防法、災害対策基本法を初めとした関連法令の改正やそれに伴う北海道地域防災計画の改正などがあったことから、それらの内容とそごが生じていた。

今回の改正に至る経緯については、次表のとおりである。表をごらんください。

4、七飯町地域防災計画改正の概要について。

(1)計画改正の趣旨。

七飯町における災害対策の充実強化等を図る観点から、国の防災基本計画や北海道地域防災計画、また、関係法令の改正などを踏まえ、所要の改正を行ったものである。

(2)計画改正の概要。

改正の主なものとしては、特別警報の実施・伝達などの気象業務法改正への対応、避難勧告等に関するガイドラインへの対応など、関係法令等、北海道地域防災計画等に沿った改正を行っている。

また、パブリックコメントの実施により、町内会等住民組織に関する事項の追記を行ったほか、相互応援(受援)体制整備計画、複合災害に関する計画、業務継続計画の策定、被災者援護計画を新設している。

委員からは、改正後の計画において、新たに設けられた計画があることから、それらの計画に対応した詳細なマニュアル等の策定方針について、今後、関係法令等、北海道地域防災計画の改正があった際の町の対応についての質疑があった。町としては、新たに設けられた計画に対応するマニュアルについては、速やかに整備を行い、公表していききたいとの回答があり、今後の地域防災計画の見直しについては、毎年見直しを行い、公表・周知を行っていききたいとの回答があった。

なお、新たに設けた計画に対応する計画、マニュアル等の作成状況については、次の表のとおりとなっている。表をごらんください。

5、まとめ。

七飯町地域防災計画について調査を行ったところ、前回改正を行った平成25年以降の法改正や国の防災基本計画、北海道の地域防災計画それぞれに対応した改正を行ったところである。

町としては、今後は、関連法令等の改正や国の防災基本計画、道の地域防災計画の改正があった際には、速やかに町の地域防災計画も改正していききたいとの考えを示していたことから、改正を行った際には十分な周知をしていただきたい。

また、今回の改正において、新たに設けられた計画があることから、これらの計画に対応した計画やマニュアルについても速やかに策定し、災害時に効率的な対応ができるよう備えていただきたい。

災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、被害をいかに少なくする、いわゆる減災が重要となることから、行政だけでなく、関係機関や住民との連携が不可欠である。この計画を実効性のある

ものとするためにも、今回の改正を契機に、改めて町全体として災害発生時の体制について再確認するとともに、各関係機関との連携、住民に対する周知を図りながら、災害時に被害を最小化するための取組が行われることを望み、委員会報告といたします。

以上です。

○議長（木下 敏） 議会運営例規第52項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

以上で、各常任委員会報告を終わります。

日程第5

出納検査報告

○議長（木下 敏） 日程第5 出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 3月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、11月、12月、1月の3カ月分です。

11月分につきましては、12月24、25、26日です。12月分につきましては、1月22、23、24、31日です。1月分につきましては、3月3日、4日に行っております。

会計課長及び水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額がすり銭48万円を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は、報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

日程第6

定期監査報告

○議長（木下 敏） 日程第6 定期監査報告を

議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神崎監査委員。

○監査委員（神崎和枝） 監査報告第2号定期監査報告。

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、監査結果について下記のとおり報告する。

令和2年1月31日

七飯町議会議長木下敏様。

七飯町監査委員永田英利、神崎和枝。

記。

1、監査の対象。

七飯町健康センター。

2、監査の目的。

平成28年度、29年度、30年度の施設の利用状況、運営状況、管理状況及びこれらに関する事務について、施設の設置目的を達成するため、適正かつ効率的に執行されているかを検証することを目的として監査を行った。

3、監査の期間

令和元年11月12日から令和2年1月31日まで。

4、監査の方法。

監査に当たっては、提出を求めた資料及び施設で管理している諸帳簿等の関係書類について、抽出により内容を検査の上、現地において関係職員から説明を聴取して監査を行った。

5、監査の結果。

監査の結果は、以下のとおりである。

（1）当健康センターの職員の配置状況は、別紙1のとおりである。

施設の日常業務は、嘱託職員・臨時職員・パート職員により行われており、業務日誌・出勤簿等の各種帳簿類を検査した結果、適正に執行され、特に指摘すべき事項はなかった。

なお、平成30年度より嘱託職員は配置せず、福祉課担当職員が必要に応じて現地で業務を行っている。

金銭管理については、券売機内の現金は、毎日営業終了後に臨時職員2名で回収・集計し、売上

額を確認後に金庫に保管している。また、マッサージ機の使用料等の回収・集計は随時行っている。現金を保管している金庫の鍵や暗証番号の取り扱いについては、徹底した管理や指導がなされている。

備品の管理については、備品台帳が整備されており、前回の定期監査以降に購入された備品と備品台帳を付け合わせ確認を行った。その際、型番の記載誤りなどの軽微な不備が認められたため、その場で修正している。

(2)決算の状況等については、別紙2のとおりである。

歳入歳出予算の執行状況については、収入原簿や契約関係書類等を検査した結果、適正に執行されていた。

歳出においては、設備のメンテナンスや部品の交換などの修繕が毎年継続的に発生しており、修繕料は平成28年度は513万4,000円、29年度は361万4,000円、30年度は377万円であった。また、平成29年度には温泉ポンプが故障したため、約2カ月間休業し、ポンプの入れかえ工事を行っており、工事費1,317万6,000円の支出があった。

歳入においては、全体の9割程度を使用料が占めている。平成29年度及び30年度は、休業期間があり減収となったが、平均すると3,400万円を超える収入であった。しかし、歳出と比較すると、平成28年度は1,449万円、29年度は1,789万9,000円、30年度は3,190万8,000円の赤字経営となっている。

(3)当健康センターの利用者数の状況は、別紙3のとおりである。

年間利用者数は、平成28年度は12万1,523人、29年度は11万1,830人、30年度は10万8,364人であった。平成29年度及び30年度は休業期間があったため、年間利用者数は減少したが、営業日1日当たりの平均利用者数は380人前後と、ほぼ一定であった。

利用内訳のうち、大人(1回400円)1日当たり平均利用者数は、平成28年度の242人に対し29年度は230人、30年度は216人と減少している。しかし、高齢者入浴助成事業対象者

(1回200円)の1日当たり平均利用者数は、平成28年度の131人に対し29年度は136人、30年度は144人と徐々に増加しており、高齢者入浴助成事業の定着と高齢化による対象者の増加が要因と判断される。

6、監査の意見。

当健康センターの運営及び維持管理については、諸帳簿類が適正に整備され、金銭管理についても毎日の回収・集計を実施しており、適正と認められる。

指定金融機関への現金の引き継ぎは、以前は週2回であったが、現在は週1回となっており、今後は夜間金庫の利用なども検討し、さらに安全な金銭管理ができるよう努めていただきたい。

当健康センターは、平成11年の開設から20年が経過し、経年劣化による機械設備や施設の修繕が頻繁に必要ななど、経費は年々増加傾向にある。今回の現地監査においても床面に発生した黒ずみや、男女サウナ室の木製の壁や座面部分に高温による焦げを確認しており、利用者の安全や快適性のためにも、早期の修繕を望むものである。

平成26年度に判明した地盤沈下による高低差については、平成28年度及び29年度にも確認調査を実施したが、その結果、建物部分には大きな変動はなく安定しているが、露天風呂や敷地部分ではわずかに変動しており、その影響による修繕を都度行っているとの説明があった。今後、全面的な改修が必要となった場合には、長期間の休業や高額の出費が見込まれることから、必要に応じた修繕を計画的に進めることができるよう検討していただきたい。

当健康センターは、町民の心身の保養と健康増進を目的に設置されていることから、赤字経営のみを取り上げて指摘すべきではないが、町財政への影響を考慮し、利用者の増加対策や経費の縮減を図るとともに、施設設備の長寿命化対策なども含めた今後の運営方針を十分に検討し、よりよい施設となることを望むものである。

別紙1には、センター組織図や職員配置状況を、業務内容でございます。

2ページには、管理の状況ということで、28

年、29年、30年度を載せてございます。

別紙3につきましては、利用状況を載せております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は、報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、定期監査報告を終わります。

1時まで、暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第7

令和元年議案第64号 七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（木下 敏） 日程第7 令和元年議案第64号七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました案件については、令和元年12月13日の本会議において、経済産業常任委員会に付託されたものであります。

閉会中の審査を終了しておりますので、その結果の報告を求めます。

長谷川委員長。

○8番（長谷川生人） 委員会報告第1号経済産業常任委員会報告書。

令和元年12月13日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について、審査した結果を下記のとおり報告する。

令和2年2月5日。

七飯町議会議長木下敏様。

経済産業常任委員会委員長長谷川生人。
記。

1、事件名。

令和元年議案第64号七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

2、審査の経過。

令和元年12月20日、令和2年1月17日、2月5日の3日間、委員会を開催し、経済部長、水道課参事の出席を求め、審査を行った。

3、決定及び理由。

(1)決定。

原案可決。

(2)理由。

当委員会に付託された七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例は、七飯町下水道事業に地方公営企業法の全部を適用し、公営企業会計に移行させるために必要な条例改正を行うものである。

下水道事業を公営企業会計に移行することにより、下水道事業の経営状況を正確に把握することが可能となり、下水道資産の適正な維持管理を計画的に行うことができることや、下水道事業の効率化、事業のコスト削減を図ることができる。

条例整備の主な内容は、次のとおりである。

①地方公営企業に適用される関係法令の規定に基づき、条例又は規程等に定めるべき事項を整理し、水道事業が所管する例規において、下水道事業との併合が可能なものについては、統合することを基本に改正を行っている。

また、制定及び改廃の対象となる例規の抽出に当たっては、新たに整理すべき事項のほか、法適用によって適用除外となる事項と既存例規の適用関係を整理することに加え、公営企業への組織変更に伴い、改正が必要となる例規についても必要な範囲内で改正を行っている。

②地方公営企業法第7条においては、公営企業の管理者を置くことが原則となっているが、同条ただし書により、条例で管理者を置かない旨を定めることできる。その際には、地方公共団体の長が管理者の権限を行うこととなるが、当町におい

ては管理者を置かず、町長が管理者の権限を行うことを定めている。

現在の水道事業及び下水道事業に係る条例の中には、七飯町長の権限で行う事務と、公営企業となった際の管理者の権限で行う事務の2種類があることから、七飯町の代表者である「町長」と、管理者の権限で行う「町長」のどちらの権限で行う事務を規定したのかを明確にするため、前者を「町長」とし、後者を「管理者」として改正するもので、下水道事業のほか、水道事業に係る例規もあわせて整理を行っている。

③「規則」は、町長や教育委員会等の行政委員会のみが定めることができるが、公営企業の管理者には、「規程(企業管理規程)」を定めることができることとされている。

下水道事業に係る条例には、条例の運用の詳細を「規則」で定める旨の委任規定が規定されているが、地方公営企業法の適用に伴い、「規程(企業管理規程)」で条例の運用の詳細を定めるとする改正を行っている。

④その他。

今回の整備する例規の文言の使い方等を統一化し、例規の体系を整えるために、必要な字句を修正又は条項の整理を行っている。

地方公営企業法適用後の組織の状況、管理者の附属機関として新たに設置する七飯町公営企業経営審議会などについての質疑応答を踏まえ、条例の内容を審査したところ、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

以上でございます。よろしく御審議願います。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

委員長、お疲れさまでした。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

令和元年議案第64号七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての委員

長の報告は、原案可決であります。

本案については、委員長報告のとおり原案可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長報告のとおり原案可決することに決定いたしました。

日程第8

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(木下 敏) 日程第8 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり令和元年度七飯町一般会計補正予算(第9号)を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

承認を求めます。

一般会計補正予算(第9号)は、第1条、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億9,797万3,000円とするものでございます。

このたびの補正は、ふるさと納税寄附額の増額に伴い、事業予算に不足が生じており、早急に対応する必要があったことから専決処分したものでございます。

それでは、8ページの歳出から御説明申し上げます。

7款商工費1項1目商工費は、ふるさと納税事業費として、需用費は、ふるさと納税消耗品費800万円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

17款寄附金1項1目総務費寄附金は、ふるさと納税分として1,700万円の追加。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、

900万円の減額でございます。

提案説明は、以上でございます。

承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 今の寄附金の反対勘定で、これを基金に繰り入れるというふうになっているのですが、普通ふるさと納税やった場合には、使用目的とかが出てきて、それを基金に入れてくださいというふうになっていたのかどうかというのをわからないので、その点お願いします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

先ほど提案説明いたしました歳入、一般の5から6ページにつきまして、ふるさと納税につきましては総務費寄附金で、その増額分をお受けするというような予算計上をさせていただきました。これにつきましては、それぞれの目的に応じて、そういったところの事業費に充当していくというようなことには変わりはありません。

その他、歳入歳出の形式につきまして、歳入が歳出に超過する形となってしまいますので、不足の部分に繰り入れておりました財政調整基金は、超過してしまうことから、こちらは減じる形としまして、歳入歳出それぞれ同額の予算を専決処分させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、これを承認することに決定いたしました。

日程第9

議案第8号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第8号職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、議案第8号職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、本条例で引用している地方公務員法に一部改正があったことから、法律との整合を図るため改正するものでございます。

今回の改正の内容としては、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を職種等から一律に排除する規定となっている地方公務員法第16条第1項の規定が削除されたことから、法律を引用している条例について、規定の整備を行うものでございます。

また、一部の字句について、改めるものでございます。

それでは、議案第8号職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

本条例は2条からなっており、第1条は職員の分限についての手続及び効果に関する条例の改正、第2条が職員の給与に関する条例の改正となっております。

それでは、議案関係資料1ページ。資料1の新旧対照表をごらんください。

職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）でございますが、条例の一部を次のとお

りに改めます。

第5条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に、「至つた」を「至った」に改める。

次に、職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）でございます。条例の一部を次のように改めます。

第14条の5第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

議案に戻りまして、附則になりますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第8号職員の分限についての手続及び効果に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第9号 七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第10 議案第9号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、議案第9号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償

に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方公務員法の改正に伴い、本年4月から会計年度任用職員制度が実施されますが、その際、七飯町における特別職非常勤職員の職の整理をしたところ、本条例に規定している公民館管理人については、各種委員会委員などの特別職非常勤職員に該当しないことから、本条例を改正するものでございます。

なお、当該職につきましては、業務の内容等の関係から報償費の支払い対象として整理をいたします。

それでは、議案第9号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

議案関係資料3ページ。資料3の新旧対照表をごらんください。

別表10の項を削り、同表11の項を同表10の項とし、同表12の項から50の項までを1項ずつ繰り上げる。

議案に戻っていただきまして、附則としまして、第1項は施行期日として、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2項は、調整規定として、この条例及び七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年条例第 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に行われるときは、当該条例の規定は、七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第9号七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第10号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長(木下 敏) 日程第11 議案第10号七飯町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(清野真里) それでは、議案第10号七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

このたびの改正は、北海道が示す標準保険料を念頭においた3年をめどに段階的に資産割の廃止に伴い、平成30年度から引き続き3年目となる令和2年度より資産割を廃止した税率の改正でございます。

それでは、改正する内容につきましては、お手元に配付されております議案関係資料の4ページ、資料4の七飯町国民健康保険税条例新旧対照表により御説明申し上げます。

見出し、課税額の第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削るものでございます。

次の見出し、国民健康保険の被保険者に係る資産割額並びに第4条及び次の見出し、介護納付金課税被保険者に係る資産割額並びに第8条を削るものでございます。

次の見出し、国民健康保険の被保険者に係る税率等のところの第9条第1号中「100分の7.9」を「100分の8.2」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とするものでございます。

次の見出し、介護納付金課税被保険者に係る税率等のところの第9条の3第1号中「100分の2.1」を「100分の2.2」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とするものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、第2項、この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番(上野武彦) 今、提案説明がありましたけれども、資産割も廃止することなのですが、従前の税金と違いますか、改正前の税金の見込みと改正後の税金見込みはどういうふうになるのか、その辺についてちょっとお伺いします。

○議長(木下 敏) 住民課長。

○住民課長(清野真里) 当町の課税方式というのは、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式でございますけれども、北海道の示す課税方式というのは、資産割を除いた3方式というふうになっております。

この改正というのは、平成30年度から課税総額は現状を維持しつつ、3年をめどに段階的に資産割の廃止を実施しているところでございまして、令和2年度で資産割を廃止して所得割を増額するという仕組みになってございます。

よって、先ほども言いましたけれども、課税総額というような現状を維持するという形になってございます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第10号七飯町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第11号 固定資産評価審査委員会
条例の一部改正について

○議長(木下 敏) 日程第12 議案第11号
固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
を議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(広部美幸) それでは、議案第11
号固定資産評価審査委員会条例の一部改正を求め
ることについて、提案説明申し上げます。

このたびの改正は、国において行政手続等にお
ける情報通信の技術の利用に関する法律の名称
が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関す
る法律と改められたことから、固定資産評価審査
委員会条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては、議案関係資料
5、6ページからの新旧対照表に掲載してありま
すので、この表により御説明させていただきます。

それでは新旧対照表、見出しは(書面審理)の
第6条第2項中、改正前の欄、「行政手続等にお
ける情報通信の技術の利用に関する法律(平成1
4年法律第151号)第3条第1項」を改正後の
欄、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関
する法律(平成14年法律第151号)第6条第
1項」に改めるものでございます。

次に、議案の附則に戻りまして、この条例は、
公布の日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しま
す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第11号固定資産評価審査委員会条例の一
部改正について、原案のとおり可決することに御
異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されまし
た。

日程第13

議案第12号 七飯町家庭的保育事業等
の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部改正について

○議長(木下 敏) 日程第13 議案第12号
七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正についてを議題とい
たします。

提案説明を求めます。

子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長(岩上 剛) それでは、
議案第12号七飯町家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正につい
て、提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、成年被後見人等の権利の制
限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法の一
部改正において条項ずれの整備がなされました。

これに基づき、同法を引用する七飯町家庭的保
育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案関係資料の7ページになりま
す。

七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関す

る基準を定める条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

見出し、(職員)のところの第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改めるものでございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第12号七飯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第13号 七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について

○議長(木下 敏) 日程第14 議案第13号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(村山徳収) それでは、議案第13号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、七飯町保健福祉在宅サービス条例に規定する四つの町独自事業について、他

の事業等に移行したことにより、廃止するものでございます。

一つ目は、軽度生活支援事業で、これは介護保険任意事業の生活サポート事業へ。二つ目は、障害者ホームヘルプサービス事業で、障害者自立支援法の自立支援費のほうへ。三つ目は、障害者短期入所事業で、自立支援の自立支援費のほうへ移行。四つ目は、高齢者生活機能向上支援事業で、介護保険事業の介護予防事業へ移行したことによる改正でございます。

それでは、議案関係資料の8ページをごらんください。

資料7、七飯町保健福祉在宅サービス条例の新旧対照表でございます。

3条中7号を削り、第8号を7号とし、9号を削り、第10号を8号とし、第11号から第18号までを2号ずつ繰り上げます。

次に、5条第1号を次のように改めます。

第1号外出支援サービス事業、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により歩行困難な在宅の障害者や高齢者等が、住みなれた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援するため、移送車両により居宅と在宅福祉サービス提供施設等の間の移送サービスの提供を行う事業をいう。

次に、同条第2号中ウを削り、エをウとします。

次に、第11条を次のように改めます。

第11条、削除。

次のページになります。

第13条を次のように改めます。

第13条、削除。

別表(第20条関係)を次のように改めます。

1の項、2の項、4の項及び次のページの5の項を削り、番号の欄を削ります。

議案に戻っていただき、附則になります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許しません。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第13号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第14号 七飯町介護保険条例及び七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について

○議長(木下 敏) 日程第15 議案第14号七飯町介護保険条例及び七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(村山徳收) それでは、議案第14号七飯町介護保険条例及び七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を申し上げます。

このたびの改正は、低所得者の介護保険料率の軽減内容を強化することを目的とした介護保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日から施行されることに伴う七飯町介護保険条例及び七飯町介護保険料率の特例に関する条例の改正でございます。

具体的な改正内容でございますが、第1条は、七飯町介護保険条例でございます。

介護保険料の軽減について、第1段階の保険料は平成27年度から、第2段階及び第3段階の保険料は、平成31年度から軽減措置を実施しているところでございますが、政令改正により第1段階から第3段階までの保険料をさらに引き下げる

ものでございます。

第2条は、七飯町介護保険料率の特例に関する条例でございます。

介護保険料率の特例は、毎年度、適用人数の実績を勘案し、継続の要否を決定していることから、条例の適用期間を単年度としているところでございます。今年度の適用人数は、8名の実績があったことから、引き続き保険料率の特例を適用する所要の改正と政令の改正により、第1条で御提案いたします七飯町介護保険条例の一部改正に規定する第2段階の軽減後の保険料の額と、七飯町介護保険料率の特例に関する条例に規定する第2段階の保険料の額が同額となり又同様に第3段階の保険料の額も同額となり、介護保険条例のほうを優先することから、特例に係る規定を削除するものでございます。

それでは、議案関係資料の12ページをごらんください。

資料8、七飯町介護保険条例新旧対照表(第1条関係)でございます。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。同条第3項中「平成31年度から平成32年度までの各年度を「令和2年度」に、「2万5,200円」を「2万160円」に改め、同条第4項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「4万2,000円」を「3万3,600円」に改め、同条第5項中「平成31年度から平成32年度までの各年度」を「令和2年度」に、「4万8,720円」を「4万7,040円」に改めます。

次に、次のページ、資料9、七飯町介護保険料率の特例に関する条例新旧対照表(第2条関係)でございます。

第2条第3号から第5号まで削ります。

第3条中「前条の各号」を「前条各号」に改め、同条第1号及び第2号中「平成31年度」を「令和2年度」に改め、次のページの同条第3号及び第4号を削ります。

第4条中「から第5号まで」を削ります。

議案に戻っていただき、附則でございます。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、規則で定める日から施行する。

次のページになります。

第2項、経過措置でございます。令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第14号七飯町介護保険条例及び七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第15号 七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第16 議案第15号七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、議案第15号七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

今回の条例改正は、地方自治法の一部改正により、七飯町公営企業の設置等に関する条例の法律を引用する部分に条項ずれが生じたことから、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案関係資料の15ページをお開き願います。

七飯町公営企業の設置等に関する条例新旧対照表でございます。

第8条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則といたしまして、施行期日でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

また、調整規定といたしまして、この条例及び七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年条例第 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、七飯町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとするものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第15号七飯町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17

議案第16号 七飯町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第17 議案第16号

七飯町水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、議案第16号七飯町水道事業給水条例の一部改正について、提案説明申し上げます。

今回の条例改正は、水道法施行令の一部改正により、七飯町水道事業給水条例の法律を引用する部分に条項ずれが生じたことから、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案関係資料の16ページをお開き願います。

七飯町水道事業給水条例新旧対照表でございます。

第35条第1項中「第5条」を「第6条」に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第16号七飯町水道事業給水条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18

議案第17号 桜B団地5棟・6棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について

○議長（木下 敏） 日程第18 議案第17号桜B団地5棟・6棟長寿命化改修建築主体工事請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） それでは、議案第17号桜B団地5棟・6棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、桜B団地5棟・6棟長寿命化改修建築主体工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1の契約の目的は、桜B団地5棟・6棟長寿命化改修建築主体工事。工事概要は、ドリゾール造り、地上2階建て、総延床面積704.62平方メートル。

2の契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3の契約金額は、4,854万3,000円。

4の契約の相手方は、鈴木・松栄特定建設工事共同企業体、代表者亀田郡七飯町字大沼町746番地、株式会社鈴木事業所、代表取締役鈴木進氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面でございます。

1枚目の配置図にて、赤色のところが今回の工事箇所となる5棟・6棟でございます。5棟・6棟は、各5戸、合計10戸の住戸が今回の工事箇所となります。

次のページからは、平面図・立面図を添付してございます。

なお、議案関係資料17ページに、資料12、桜B団地5棟・6棟長寿命化改修建築主体工事の入札の経緯と結果を添付しておりますので、御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。

議決いただきますよう御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 地域限定型の一般競争入札

になっているのですけれども、この条件というのはどういうふうになっているのか、教えていただきたい。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） それではお答えしてまいります。

地域限定型の一般競争入札の条件でございますけれども、まず、この入札に参加できる方についてですが、これは七飯町の総合評価方式審査委員会で決定しております。

それで今回の内容としましては、地域限定型一般競争入札ということで、単体の要件としてAランク、七飯町における競争入札参加資格がAランクに格付されていること。七飯町及び函館市、北斗市に本店、または支店を有するものであることなどが条件になってございます。（発言する者あり）失礼しました。それと、今回の事業なのですけれども、国の補助事業であるため、この地域限定の一般競争入札という方法で実施してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 参加条件、さっき言ったように、単体だったらAクラスというふうに言っていたのですけれども、ここで特定企業体が入っているけれども、それも何かあるのではないですか。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） お答えしてまいります。

J V、今回は特定工事共同企業体ということで、そちらも認めているのですが、J V組んだときにそのランクがAランク以上になると、J Vでも参加が可能ですということになります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） ちょっとわからないのですけれども、単体のAランクというのは何点以上になっているのですか。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 点数でございますけれども、七飯町における競争入札参加資格が9

70点以上ということで決められてございます。以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第17号桜B団地5棟・6棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19

議案第18号 本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について

○議長（木下 敏） 日程第19 議案第18号 本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） それでは、議案第18号本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事請負契約について、提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事の請負契約を次のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1の契約の目的は、本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事。工事概要は、ドリゾール造り、地上2階建て、総延べ床面積739.68平方メートル。

2の契約の方法は、地域限定型一般競争入札。

3の契約金額は、5,412万円。

4の契約の相手方は、亀田郡七飯町大川3丁目5番43号、カワマタビルド株式会社、代表取締役川又修治氏でございます。

次のページをお開き願います。

工事関係図面でございます。

1枚目の配置図にて、赤色のところが今回の工事箇所となる3棟・4棟でございます。3棟・4棟は、各6戸、合計12戸の住戸が今回の工事箇所となります。

次のページからは、平面図・立面図を添付してございます。

なお、議案関係資料18ページに、資料13、本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事の入札の経緯と結果を添付してございますので、御参照願います。

簡単ですが、提案説明は以上でございます。

議決いただきますよう御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 先ほどの参加業者の技術評価点というのは、カワマタさんが117点で、鈴木・松栄で116点。今回のやつを見ると、カワマタさんが単体で117点、鈴木さんが単体で116となっているのですよね。JVで116で、単体でも116ということはちょっと、普通だったら松栄さんが入ったら高くなるのか何かというのはあるのかなと思って、今、聞きました。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（寺谷光司） 今、横田議員がおっしゃられているのは、資料のほうの技術評価点の点数ということで理解していますが、こちらの点数は総合評価委員会で、今回は価格以外の要素を含めるために地域限定型競争ということでやっております。その点数が評価されて、その評価内容としましては、施工計画ですとか、企業の施工実績、配置予定技術者、また地域の精通度、こういうのを勘案して得点をつけていきます。その点数が、こちらの技術評価点ということになりまして、先ほどのAランク、970点以上というのは、七飯町の入札参加資格の点数でござ

います。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） それはJVと単体で、なぜ点数が一緒なのかということですけども、こちらJVというのは1社の場合の1社の評価をします。JVの場合には、A社とB社を1度架空合併して、架空合併した会社を評価します。今回の点数が一緒というのは、たまたま一緒の点数でございまして、特に問題はございません。

以上です。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 最後むやむやと言われたので、何かよくわからなかったのですけれども、少なくとも単体で出て、カワマタさん117、これどっちも同じですよ。鈴木さんの場合は、最初のほうは松栄さんと組んで116点ということは、評価の仕方というのは、そうしたら申しわけないですけども、単体でやったときの評価の仕方とJVでやったときには、例えばおのおの持っている点数を例えば2で割って、それを足した数字で出すとかそういうやり方なのですか、そのところはっきりしてください。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 先ほど、架空合併させるという話をしましたけれども、大きい会社と小さい会社がJVを組んだ場合には、大きな会社が例えば100だとしたら小さな会社が10だします。足して110になりますけれども、110の状態その会社を評価いたしますので、大きな会社がメインのAという項目、AとBのJVになったとすると、Aのほうに大きな会社がいるとすると、それは合併したとしてもそれほど変わらない会社の評価ということになりますので、こちらは点数が動いていないということになります。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第18号本町上台団地3棟・4棟長寿命化改修建築主体工事請負計約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20

議案第19号 渡島公平委員会規約の変更に関する協議について

○議長(木下 敏) 日程第20 議案第19号 渡島公平委員会規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、議案第19号渡島公平委員会規約の変更に関する協議について、提案説明申し上げます。

このたびの規約の変更は、渡島公平委員会に加入している団体において、解散による脱退が生じたため、規約を改正するものでございます。

それでは、提案説明申し上げます。

地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2の第3項本文の規定により、渡島公平委員会規約を次のとおり変更することの協議について、議会の議決を求めるものでございます。

それでは議案関係資料の19ページ、資料14の新旧対照表をごらんください。

渡島公平委員会規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

別表中「山越郡衛生処理組合」を削る。

議案に戻っていただきまして、附則になります。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第19号渡島公平委員会規約の変更に関する協議について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次、一般会計の補正予算ですので、提案説明時間かかりますので、休憩とりたいと思います。

2時5分再開いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第21

議案第20号 令和元年度七飯町一般会計補正予算(第10号)

○議長(木下 敏) 日程第21 議案第20号 令和元年度七飯町一般会計補正予算(第10号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、議案第20号令和元年度七飯町一般会計補正予算(第10号)について御説明申し上げます。

このたびの補正は、年度末までの入札、見積もり合わせ及び決算を念頭とした執行残が見込まれるものなど、いわゆる整理予算が主な内容でございます。

したがいまして、整理予算として全体で減額となる事業は総額を説明し、増額となる項目がある場合は、その部分を説明申し上げます。

それでは、第1条から順に御説明申し上げます。

す。

第1条、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,554万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億2,242万6,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表によるものでございます。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表によるものでございます。

第4条、地方債の追加及び変更は、第4表によるものでございます。

次に、20ページの歳出をごらんください。

1款議会費1項1目議会費として、委託料は予算不足のため会議録調製委託料58万円の追加。その他報酬から役務費まで、使用料及び賃借料から備品購入費までは、合わせて執行見込みにより109万6,000円の減額。事業合計51万6,000円の減額。

2款総務費1項1目一般管理費は、一般管理費（総務行政）として12万1,000円の減額。総務公用車管理費は18万5,000円の減額。町有バス管理費は65万4,000円の減額。町長公用車管理費は12万8,000円の減額。一般管理費合計108万8,000円の減額でございます。

2目広報費は7万4,000円の減額。

3目財政管理費として、旅費、負担金、補助及び交付金は合わせて3万4,000円の減額。積立金は、今年度の決算見込みにより財政調整基金積立金4,777万円の追加。減債基金積立金2,019万5,000円の追加。活力のあるまちづくり推進基金積立金1,953万8,000円の追加。公共施設整備基金積立金2,392万1,000円の追加。事業合計1億1,139万円の追加でございます。

4目会計管理費は1万7,000円の減額。

5目財産管理費は、財産管理費として58万1,000円の減額。庁舎管理費として33万5,000円の減額。合計91万6,000円の減額でございます。

6目電算管理費は、電算管理費として需用費は、一般事務消耗品として、コピー用紙の単価上

昇に伴い予算不足となることから37万9,000円の追加。納付書等印刷製本費についても、単価上昇に伴い予算不足のため27万円の追加。役務費使用料及び賃借料は、執行見込みにより658万1,000円の減額となり、事業合計593万2,000円の減額。光ケーブル設置管理費は71万5,000円の減額。合計664万7,000円の減額でございます。

7目企画費は、企画費として18万6,000円の減額。まちづくり政策事務費は8万9,000円の減額。住民参画協働支援費は41万5,000円の減額。交通対策事業費は70万6,000円の減額。合計139万6,000円の減額でございます。

8目出張所費は、大沼出張所運営費として1万7,000円の減額。大中山出張所運営費として36万7,000円の減額。合計38万4,000円の減額でございます。

9目自治振興費は、地域防犯等対策費として、負担金、補助及び交付金は予算不足のため、外灯維持費助成金8,000円、外灯新設改良助成金1万6,000円。合わせて2万4,000円の追加のほか、特定財源として活力あるまちづくり推進基金繰入金を2,851万2,000円追加したことによる財源更正がございます。

10目交通安全対策費は、交通安全対策費として、報償費は高齢者運転免許証自主返納報償費として10人分の報償費20万円の追加。交通安全指導車管理費は7万円の減額。合計13万円の追加でございます。

11目交流推進費は、交流推進費として43万7,000円の減額。国際交流公用車管理費は2万4,000円の減額。合計46万1,000円の減額でございます。

2項1目税務総務費は、税務総務費（課税）として25万5,000円の減額。税務総務費（納税）は14万円の減額。合計39万5,000円の減額でございます。

2目賦課徴収費は、賦課事務費として15万円の減額。徴収事務費は41万円の減額。合計56万円の減額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費として、負担金、

補助及び交付金は、個人番号カード交付事業負担金の増により106万1,000円の追加。

4項2目選挙執行費は、北海道知事・議会議員選挙執行費として164万8,000円の減額。参議院議員通常選挙執行費は335万5,000円の減額。合計500万3,000円の減額でございます。

5項1目統計調査費は44万1,000円の減額。

6項1目監査委員費は7万4,000円の減額。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会福祉総務費（地域福祉）として60万円の減額。民生委員児童委員費は91万9,000円の減額。社会福祉総務費（国民年金）は10万円の減額。国民健康保険特別会計繰出金は、国民健康保険特別会計執行見込みにより1,238万円の追加。福祉基金費は、執行見込みにより基金積立金91万6,000円の追加。合計1,167万7,000円の追加でございます。

2目高齢者福祉費は、高齢者在宅サービス事業費として10万円の減額。高齢者支援費は71万4,000円の減額。介護保険特別会計繰出金は263万6,000円の減額。合計345万円の減額でございます。

4目障がい者福祉費は、障がい者福祉費として511万8,000円の減額。障がい者介護審査会費は10万8,000円の減額。地域生活支援事業費は48万6,000円の減額。合計571万2,000円の減額でございます。

5目障がい者医療助成費は399万円の減額。

6目社会福祉施設費は、授産施設指定管理費として、負担金、補助及び交付金は、福祉介護職員処遇改善加算分に加え、新たに特定処遇加算分が算定されたため、31万1,000円の追加。社会福祉施設整備費は48万円の減額。合計16万9,000円の減額でございます。

2項1目児童福祉総務費は、児童福祉総務費として3,311万2,000円の減額。放課後児童対策費は1,020万5,000円の減額。本町子育て支援センター運営費は2万6,000円の減額。大中山子育て支援センター運営費は、賃金は

臨時保育士賃金の予算不足のため10万5,000円の追加。役務費、負担金、補助及び交付金は合わせて2万8,000円の減額。事業合計7万7,000円の追加。

児童福祉総務費合計4,326万6,000円の減額でございます。

2目児童措置費は、大中山保育所運営費として95万6,000円の減額。子ども・子育て支援給付事業費は8,252万8,000円の減額。合計8,348万4,000円の減額でございます。

3目児童等医療助成費は、子ども医療助成費として846万5,000円の減額。

4目青少年育成対策費は19万4,000円の減額。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、保健衛生総務費として36万4,000円の減額。保健指導車管理費は1,000円の減額。水道施設費は水道事業会計繰出金（収益勘定分）として、事業会計の決算見込みにより69万6,000円の減額。合計106万1,000円の減額でございます。

2目予防費は、疾病予防等保健対策費として513万7,000円の減額。母子保健対策費は、委託費から負担金、補助及び交付金までは執行見込みにより合わせて350万4,000円の減額。扶助費の養育医療扶助費は、療育医療受給対象者が転入等により、当初見込みより多く予算不足となったことから59万2,000円の追加。事業合計291万2,000円の減額。成人保健対策費は57万2,000円の減額。合計862万1,000円の減額でございます。

3目環境衛生費は、有害鳥獣対策費として100万7,000円の減額。有害鳥獣対策車管理費は4万8,000円の減額。火葬場及び墓地管理費は21万2,000円の減額。環境保全事業推進基金費は積立金57万8,000円の追加。合計68万9,000円の減額でございます。

4目環境保全対策費は、自然環境保全事業費として17万円の減額。生活環境対策事業費は23万3,000円の減額。合計40万3,000円の減額でございます。

5目保健センター管理費は2万8,000円の

減額。

6目健康センター管理費は117万円の減額。

2項1目清掃総務費は、廃棄物対策費として35万6,000円の減額。廃棄物対策車管理費は1万1,000円の減額。リサイクル推進対策費は40万円の減額。合計76万7,000円の減額でございます。

2目塵芥処理費は、廃棄物処理費として執行見込みによる減額ですが、特に負担金、補助及び交付金は、渡島廃棄物処理広域連合負担金の減額により964万4,000円の減額となっており、987万4,000円の減額となります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費は、農業支援対策事業費として26万8,000円の減額。経営所得安定対策直接支払推進事業費は37万8,000円の減額。合計64万6,000円の減額でございます。

4目農地費は、農業施設維持管理費として37万4,000円の減額。国営農業基盤整備事業費は4,000円の減額。道営農業基盤整備事業費は1,792万2,000円の減額。土地改良公用車管理費は5万5,000円の減額。合計1,835万5,000円の減額でございます。

5目町営牧場運営費は5万7,000円の減額。

2項1目林業費は、林業費として226万円の減額。町有林整備費は72万7,000円の減額。森林環境譲与税基金費は、国からの森林環境譲与税の歳入確定により積立金402万7,000円の追加。合計104万円の追加でございます。

7款商工費1項1目商工費は、ふるさと納税事業費として、役務費は250万円の減額。使用料及び賃借料は、ポータルサイト利用料として7万円の追加。合わせて243万円の減額。プレミアム付商品券発行事業費は8,213万円の減額。合計8,456万円の減額でございます。

2目観光費は、観光費として54万1,000円の減額。観光地整備管理費は7万4,000円の減額。合計61万5,000円の減額でございます。

3目国際交流プラザ管理費は、国際交流プラザ

指定管理費として、需用費は暖房用ボイラーに接続されている循環ポンプの修繕のため19万1,000円の追加。

8款土木費1項1目土木総務費は、土木総務費として82万5,000円の減額。土木作業車管理費は6万2,000円の減額。車両センター管理費は21万6,000円の減額。水防センター管理費は13万円の減額。建築指導費（指導）は17万8,000円の減額。合計で141万1,000円の減額でございます。

2項1目道路橋りょう維持費は、道路橋りょう維持費として、委託料は7万6,000円の減額。工事請負費は、町道等の舗装補修工事等が必要なことから600万円の追加。合わせて592万4,000円の追加。除排雪対策費は2,669万6,000円の減額。合計2,077万2,000円の減額でございます。

2目道路橋りょう新設改良費は、道路用地取得費として28万円の減額。道路工事連絡車管理費は10万円の減額。社会資本整備総合交付金事業費（道路）は1,173万4,000円の減額。合計で1,211万4,000円の減額でございます。

3項1目河川費は、河川改修事務費として2万5,000円の減額。河川改良費は10万円の減額。合計12万5,000円の減額でございます。

4項1目都市計画費は、都市計画総務費として43万3,000円の減額。社会資本整備総合交付金事業費（都市再生）は68万8,000円の減額。合計112万1,000円の減額でございます。

3目公共下水道費は1,030万8,000円の減額。

5項1目住宅管理費は、公営住宅管理費として5万7,000円の減額。

9款消防費1項2目災害対策費は、災害対策費として38万3,000円の減額。防災行政無線施設管理費は33万3,000円の減額。国民保護対策費は7万5,000円の減額。合計で79万1,000円の減額でございます。

10款教育費1項1目教育委員会費として、旅

費の委員費用弁償は、教育委員出張旅費予算不足のため1万円の追加。

2目事務局費は、事務局費（学校庶務）として16万9,000円の減額。私立幼稚園対策費は30万円の減額。事務局費（学校教育）として報酬は執行見込みにより10万7,000円の減額。旅費のうち、委員費用弁償は2万3,000円の減額。外国語講師帰任旅費は、外国語講師が急遽帰任することになり、18万8,000円の追加。委託料は20万7,000円の減額。合わせて14万9,000円の減額でございます。事務局費教育助成は11万7,000円の減額。スクールバス運行費は、需用費で沼っ子Ⅱの暖房ヒーターの修繕が必要なことから、自動車修繕料38万円の追加。大沼地区小中学校統廃合事業費は、委託料で5万5,000円の減額。備品購入費は、電子黒板購入費として70万円の追加。合わせて64万5,000円の追加。学校情報通信ネットワーク環境整備費は、国において全国一律に学校のICT整備が急務であるとし、1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するギガスクール構想関係予算が国の補正で予算措置されております。七飯町においても、このギガスクール構想を実現するため、委託料は校内LAN整備、電源キャビネットの設置に伴うギガネットワーク整備委託料9,470万9,000円を追加。

事務局費合計9,499万9,000円の追加でございます。

2項1目学校管理費は、学校管理費（小学校）として、需用費は大中山小学校の燃料用チップ代が予算不足のため、燃料費その他178万2,000円の追加。電気料は210万7,000円の追加。需用費合計388万8,000円の追加。負担金、補助及び交付金は1万円の減額。合わせて387万8,000円の追加でございます。児童保健衛生費は13万円の減額。学校プール運営事務費は46万2,000円の減額。合計328万6,000円の追加でございます。

3目学校建設費は、大中山小学校改築事業として3,768万2,000円の減額。

3項1目学校管理費は、学校管理費（中学校）

として需用費は燃料費、重油の単価アップにより57万2,000円、燃料費灯油は13万円、電気料215万8,000円、上下水道料は30万円。需用費合計316万円の追加でございます。役務費は、電話料6万円の追加。合わせて322万円の追加でございます。

4項1目社会教育総務費は、社会教育総務費として2万円の減額。高齢者教育事業費は10万2,000円の減額。青少年育成事業費は13万1,000円の減額。生涯教育公用車管理費は11万1,000円の減額。社会教育施設整備基金費は積立金143万4,000円の追加。合計107万円の追加でございます。

2目文化振興費は、文化振興費として25万1,000円の減額。地域セミナー事業費は2,000円の減額。文化祭開催事業は2万4,000円の減額。図書室管理費は2万円の減額。公民館管理費は1万円の減額。合計30万7,000円の減額でございます。

3目社会教育施設振興費は、文化センター管理費として59万1,000円の減額。大沼婦人会館管理費は37万6,000円の減額。社会教育施設管理費は20万4,000円の減額。合計117万1,000円の減額でございます。

4目文化財保護費は、歴史館管理費として7万6,000円の減額。

5項1目保健体育総務費は、スポーツ振興総務費として38万6,000円の減額。スポーツ合宿事業費は8万5,000円の減額。体育施設管理公用車管理費は5,000円の減額。体育施設管理費として、共済費、賃金、役務費は執行見込みにより24万2,000円の減額。需用費は予算不足のため、燃料費（重油）95万9,000円、燃料費（灯油）39万3,000円、電気料89万2,000円、施設修繕料53万6,000円の追加。需用費合計で278万円の追加でございます。

事業の合計としては、253万8,000円の追加でございます。

保健体育総務費の合計としては、206万2,000円の追加でございます。

11款1項1目農業用施設災害復旧費は、災害

対応がなかったため全額50万円の減額。

2項1目道路橋りょう災害復旧費は、道路等災害復旧費として、同様に全額50万円の減額。

2目河川災害復旧費も同様に、全額50万円の減額。

12款公債費1項2目利子は、一般会計町債償還費（利子）として36万1,000円の減額。

13款職員費1項1目職員給与費は、職員給与費として2,157万3,000円の減額。臨時職員雇用費は208万4,000円の減額。合計2,365万7,000円の減額でございます。

2目職員諸費は、職員諸費として7,000円の減額。職員研修費は11万3,000円の減額。職員厚生費は58万6,000円の減額。合計70万6,000円の減額でございます。

次に、10ページの歳入に戻っていただきます。

2款地方譲与税1項1目自動車重量譲与税は1,500万円の減額。

2項1目地方揮発油譲与税は500万円の減額。

5款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金は620万円の減額。

6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金は7,490万円の減額。

8款自動車取得税交付金1項1目自動車取得税交付金は、自動車取得税交付金として700万円の減額。自動車税環境性能割交付金600万円の減額。合計1,300万円の減額。

10款地方交付税1項1目地方交付税は3,000万円の減額。

12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金は、福祉介護職員処遇改善加算分負担金31万1,000円の追加。保育所保育料606万3,000円の追加。合計で637万4,000円の追加でございます。

2目農林水産業費負担金は、国営土地改良事業受益者負担金110万円の追加。

13款使用料及び手数料1項2目衛生使用料は墓地貸付料18万円の減額。健康センター使用料100万円の減額。合わせて118万円の減額でございます。

2項2目民生手数料は、生きがい活動通所支援事業利用手数料24万円の減額。

3目衛生手数料は、空き地雑草刈取手数料16万1,000円の減額。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金120万6,000円の追加。障がい者自立支援医療費負担金253万4,000円の減額。介護保険低所得者保険料軽減負担金42万4,000円の追加。合わせて90万4,000円の減額でございます。

2項1目総務費国庫補助金は、個人番号カード交付事業費補助金106万1,000円の追加。個人番号カード利用環境整備費補助金38万5,000円の追加。合計144万6,000円の追加でございます。

3目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金34万3,000円の減額。

4目土木費国庫補助金は、道路橋りょう費補助金として社会資本整備総合交付金は、交付金割当額の減少により3,053万5,000円の減額。住宅費補助金として、木造住宅耐震診断補助金、町営住宅家賃低廉化事業に伴う社会資本整備総合交付金229万6,000円の減額。合計3,283万1,000円の減額でございます。

5目教育費国庫補助金は、学校施設環境改善交付金4,711万8,000円の減額。学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金4,735万4,000円の追加。合計23万6,000円の追加。

6目商工費国庫補助金は、プレミアム付商品券事務費補助金700万5,000円の減額。プレミアム付商品券事業費補助金1,502万5,000円の減額。合計2,203万円の減額でございます。

3項1目総務費委託金は、地域人権啓発活動活性化事業委託金7万5,000円の減額。

15款道支出金1項1目民生費道負担金は、国民健康保険基盤安定負担金383万6,000円の追加。障がい者自立支援医療費負担金126万7,000円の減額。介護保険低所得者保険料軽減負担金25万5,000円の追加。合わせて282万4,000円の追加でございます。

2項1目総務費道補助金は、電源立地地域対策交付金5万9,000円の追加。

2目民生費道補助金は、重度心身障がい者医療給付事業補助金756万3,000円の減額。介護サービス提供基盤等整備事業交付金48万円の減額。児童福祉費補助金として、子ども医療給付事業補助金447万1,000円の追加。ひとり親家庭等医療給付事業補助金256万円の追加。多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金155万8,000円の追加。

民生費道補助金合計で54万6,000円の追加でございます。

4目農林水産業費道補助金は、農業経営基盤強化資金利子補助金5万1,000円の減額。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金28万3,000円の減額。環境保全型農業直接支援対策事業補助金7万1,000円の減額。農業経営高度化支援事業補助金2万4,000円の減額。農業農村づくり促進特別対策事業推進交付金1万円の減額。合わせて43万9,000円の減額でございます。

林業費補助金として、未来につなぐ森づくり事業補助金107万2,000円の減額。森林保育事業補助金71万7,000円の追加。農村漁村地域整備交付金21万9,000円の減額。合わせて57万4,000円の減額でございます。農林水産業費道補助金の合計としては、101万3,000円の減額でございます。

3項1目総務費委託金は、土地利用規制等対策事業交付金1,000円の追加。各種指定統計調査委託金27万3,000円の減額。北海道知事・議会議員選挙事務交付金96万円の減額。参議院議員通常選挙事務交付金338万円の減額。総務費委託金合計461万2,000円の減額でございます。

2目衛生費委託金は、市町村権限移譲事務交付金8万5,000円の減額。

3目農林水産業費委託金は、道営農業農村整備事業監督等補助業務委託料18万4,000円の追加。

16款財産収入1項1目財産貸付収入は、建物貸付収入84万4,000円の減額。

2目利子及び配当金は、財政調整基金運用利子75万4,000円の追加。減債基金運用利子14万8,000円の追加。活力のあるまちづくり推進基金運用利子28万円の追加。福祉基金運用利子15万5,000円の追加。環境保全事業推進基金運用利子3万7,000円の追加。社会教育施設整備基金運用利子15万3,000円の追加。合わせて152万7,000円の追加でございます。

2項1目不動産売却収入は、間伐材売却収入568万3,000円の追加。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は5,808万5,000円の追加。

3目活力のあるまちづくり推進基金繰入金は3,115万2,000円の追加。

5目環境保全事業推進基金繰入金は308万4,000円の追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金373万8,000円の追加。

20款諸収入2項1目町預金利子は6万1,000円の減額。

3項1目総務費貸付金収入は、地域総合整備資金貸付金収入（日本語学校整備事業分）として13万4,000円の減額。

5項3目高額等医療費収入は、重度心身障がい者高額療養費1,486万7,000円の減額。子ども医療高額療養費818万5,000円の減額。ひとり親家庭等高額療養費331万8,000円の減額。合わせて2,637万円の減額でございます。

4目雑入は、諸実費徴収金として、胃がん検診負担金から公民館講座受講料まで、合わせて103万円の減額でございます。雑入として、温泉泉源ポンプ電気料負担金からプレミアム付商品券売却収入まで、合わせて8,167万2,000円の減額でございます。

21款町債1項2目農林水産業債は、渡島東部経営体育成基盤整備事業債から農業整備特別対策事業債まで、合わせて1,610万円の減額でございます。

3目土木債は、道路橋りょう債として、橋りょう長寿命化改良事業債1,120万円の追加。河

川債として、中野川環境整備事業債70万円の追加。都市計画債として、都市再生事業債60万円の減額。土木債合計1,130万円の追加でございます。

4目教育債は、小学校債として大中山小学校多目的広場等整備事業債3,850万円の減額。教育総務債として大沼地区小・中学校統廃合事業債5,620万円の追加。

学校情報通信ネットワーク環境整備事業債として、事業費の2分の1として4,730万円の追加。合わせて6,500万円の追加でございます。

5目臨時財政対策債は、臨時財政対策債3,110万円の減額でございます。

次に、4ページに戻っていただきます。

第2表、繰越明許費補正でございます。

追加となるのは、8款土木費2項道路橋りょう費の橋りょう長寿命化改良事業3,248万5,000円。10款教育費1項教育総務費の学校情報通信ネットワーク環境整備事業9,470万9,000円の2件でございます。

変更となるのは、10款教育費1項教育総務費の大沼地区小中学校統廃合事業の金額を4億2,806万7,000円から2,068万1,000円に変更するものでございます。

第3表、債務負担行為補正でございます。

変更となるのは、町議会本会議設備機器等更新事業で、事業費の確定により限度額を2,263万2,000円から1,991万7,000円に、都市計画マスタープラン等策定業務委託料で、事業費の確定により限度額を267万円から244万2,000円に変更するものでございます。

続いて、6ページになります。

第4表、地方債補正でございます。

1の変更追加となるのは、学校情報通信ネットワーク環境整備事業で、限度額4,730万円を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表示のとおりでございます。

2の変更としましては、渡島東部経営体育成基盤整備事業から臨時財政対策債までの10事業について、限度額をそれぞれ記載の金額に変更する

ものでございます。

事業の限度額の変更前、変更後の内訳については表示のとおりであり、また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

提案説明については、以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

畑中静一議員。

○7番（畑中静一） 1点だけお尋ねします。

29ページの個人番号カード交付事業負担金106万1,000円、この事業は始まってどのぐらいになるかな、かなりたつと思うのですけれども、今、町民が七飯町の場合2万8,000もいるのですけれども、この加入率というのはどうなっているのでしょうか。そしてまた、個人番号カードに加入しないと、どんな不利な点というのでしょうか、そういうものはあるのでしょうか。また、非常に入らない人から聞くと、個人情報漏れる云々というような話も聞くのですけれども、このことについて国なんかの指導は、行政に対してどうなっているものかですね。

それから、106万円のあれなのですけれども、これは実は何人分の用意されたものなのか。そしてまた、人数を出すに当たって、どういう方法でこの人数を算定してきたのか、この辺についてお尋ねします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 個人番号カードの交付につきましては、平成27年度、正式に言いますと平成28年1月からの交付になっております。現時点におきまして、総計で2月末の状況によりますと、3,171件の交付をされております。

令和元年度におきましては397件、この算出方法は町のほうで決めるのではなくて、人口割であったりとか、交付枚数によって独自の算出方式によって、負担金として請求を町のほうに求められます。ただ、こちらに関しては国からの100%の補助になっておりますので、町の負担はゼロという形になっております。

マイナンバーカードの利点といたしますと、こち

らは七飯町においてはコンビニ交付だったりとか、あと将来的に言いますと、マイキーであったりとか、保険証が併用される予定というふうに国のほうから示されるところでございます。

それをやらないからといって、何か国からの指導があるかとかそういう点ありませんけれども、国からはできるだけマイナンバーカードの推進に努めていただきたいという文書は来ております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 畑中静一議員。

○7番（畑中静一） 今、七飯町の場合2万8,000人の人口なのですけれども、先ほど何人加入しているかについて、私、耳悪いのか知らないけれども、ちょっと聞きづらかったのですよね。何人ぐらいなのかということなので、それちょっとお願いします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 交付枚数でありますけれども、平成27年度からの事業で、正式に言うところ平成28年1月からの交付になっております。平成28年1月からことしの2月末までの交付枚数が3,171件というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 畑中静一議員。

○7番（畑中静一） 国では、こうした番号カードというのは非常に普及をしたいという考えでおられると思うのですけれども、この三千幾らの数については、担当課等ではどのように考えているのですか。これなら私から言わせると、2万8,000の人口の中で3,000だから、余りにも普及していないと。何となくどうでもいいような制度に悪いのだけれども、見えるのですよね。この辺がどうなっているのかなと思って、担当課では。

そしてまた、町なんかでも個人番号については、どのように町民に対して加入を促しているものか。例えば、広報等でPRしている時もあるでしょうけれども、その辺、きちっとした考えを町民に訴えていかないとならないのではないかなと思うのですよ。本当に三千幾ら、どうでもいいようなカードなのだ。私も実は持っているのです

よ。持っていても何か役に立ったなというような実感がわからないの、健康保険証か免許証あればもう用足りるわけね、大体において、あと判子あれば。

そして住基ネットカードというのは、どうしてもこれでなければだめだというのではない、なかなかなかったものですから、この辺、本当に残念な制度だなと思うのですけれども、担当課のお考え、あるいは町長のお考え聞かせていただければ、よろしくお願いします。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 町といたしましては、広報とかホームページ、あるいはポスター等とも掲示して、努力しているところではございますけれども、今後は国からの通知等も含めまして、そちらの周知に関しましては中身精査して努力していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 民生部長。

○民生部長（杉原 太） ただいま、マイナンバーカードのことで御質問がありましたけれども、既にマイナンバーカードは、今、普及するように努めていますけれども、マイナンバー通知というのは皆さんの全員に、国民全員に行っておりまして、マイナンバーを今後、国で年金だとか、全ての住民記録をわかりやすくするために進めているということで、先ほど住民課長が答弁しましたとおり、今後、来年度以降、健康保険証がマイナンバーに切りかわる予定ということもありまして、町のほうでは国の指示に従って住民に説明をしながら、普及に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

中川友規議員。

○14番（中川友規） 一般の47ページで、たしか国の事業だったと思うのであれですけれども、プレミアム付商品券の発行事業費で8,200万円とあるのですけれども、せっかくこういう国の事業あったのですけれども、実際にこれだけ

余ってしまったと言ったらあれですけれども、利用者がいなかったということだったと思うのですけれども、これの対象者の人数とか世帯数なのかな、その数字と、それに対して八千何がしの要は何人対象の目的でやったけれども、実際はこれだけしか来なかったよということになってしまふのかなと思うのですけれども、その辺はどういうふうになっているのですか。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） ただいまの御質問に御答弁させていただきます。

おっしゃるとおり、こちらのプレミアム付商品券事業は、国の補助事業でございます。基本的に事務費、それから事業費につきましては100%歳入が見込めるという事業でございます。

七飯町の対象者、まず非課税者分の対象者の人数なのですけれども、6,176名、うち申請をいただいた方が2,875名となっております。率としますと47.3%でございます。

また、子育て世帯分といたしましては、対象者が620名ございましたので、こちらにつきまして合計で3,495名ということになってございます。

このたびの補正も非常に多額になってございます。当初、全ての方を対象として予算は組んでおりますので、このたび実際にこのような見込みになりましたので、このたびちょっと多額なのですが、減額補正をさせていただいたところでございます。おおむね今、決算見込みでは約8,700万円程度が、今後、各事業所に支給される見込みでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第20号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第10号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22

議案第21号 令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第22 議案第21号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第21号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

このたび提案いたします令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ9,300万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億8,800万円とするものでございます。この補正は、決算を念頭においた予算の整理が主な内容でございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、一般管理費（国保事業）として執行残により旅費7,000円の減額。需用費11万5,000円の減額。役務費24万5,000円の減額。委託料250万円の減額。備品購入12万8,000円の減額。負担金、補助及び交付金は6万円の減額。合わせて305万5,000円の減額でございます。

次に、国保事務職員人件費は、決算見込みにより給料35万円の減額。職員手当等220万円の減額。共済費70万円の減額。合わせて325万円の減額でございます。

合計で630万5,000円の減額でございます。

2項1目賦課徴収費は、賦課事務費として決算見込みにより役務費10万円の減額でございます。

3項1目運営協議会費は、執行残により報酬1万4,000円の減額。旅費で8万円の減額。合わせて9万4,000円の減額でございます。

4項1目医療費適正化特別対策事業費は、決算見込みにより役務費2万3,000円の減額。委託料34万4,000円の減額。合わせて36万7,000円の減額でございます。

国保9ページになります。

2目収納率向上特別対策事業費は、国保公用車管理費としまして、決算見込みにより需用費2万5,000円の減額でございます。

2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費は、決算見込みにより5,885万円の減額でございます。2目退職被保険者等療養給付費は、決算見込みにより550万円の減額でございます。4目退職被保険者等療養費は、決算見込みにより15万円の減額でございます。5目審査支払手数料は、決算見込みにより80万円の減額でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費は、決算見込みにより100万円の追加でございます。2目退職被保険者等高額療養費は、決算見込みにより150万円の減額でございます。

4項1目出産育児一時金が、対象者件数の増により84万円の追加でございます。

5項1目葬祭費は、決算見込みにより75万円の減額でございます。

国保11ページになります。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分が、決算見込みにより633万4,000円の減額でございます。2目退職被保険者等医療給付費分は、決算見込みにより59万7,000円の減額でございます。

2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分が、決算見込みにより94万3,000円の減額でございます。2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、決算見込みにより40万円の減額でございます。

3項1目介護納付金分が、決算見込みにより318万8,000円の減額でございます。

6款保健事業費1項1目保健衛生普及費は、決算見込みにより役務費15万円の減額。委託料1

30万円の減額。合わせて145万円の減額でございます。

2項1目特定健康診査等事業費は、決算見込みにより需用費が13万5,000円の減額。役務費は43万円の減額。委託料は115万6,000円の減額。合わせて172万1,000円の減額でございます。

13ページになります。

10款繰上充用金1項1目繰上充用金は、平成30年度の決算額確定により、前年度繰上充用金として577万3,000円の減額でございます。

歳出は、以上でございます。

次に、国保5ページの歳入に戻っていただきまして、1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は、決算見込みにより医療給付費分現年課税分が1,633万5,000円の追加。後期高齢者支援金分現年課税分は266万9,000円の追加。合計で1,900万4,000円の追加でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、決算見込みにより医療給付費分現年課税分が64万7,000円の減額。後期高齢者支援金分現年課税分が23万8,000円の減額。介護納付金分現年課税分が16万3,000円の減額。合わせて104万8,000円の減額でございます。

2款道支出金1項1目保険給付費等交付金は、現年度分として決算見込みにより普通交付金が6,571万円の減額。道繰入金が139万4,000円の減額。特定健診等負担金が13万5,000円の減額。合計で6,723万9,000円の減額でございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、決算見込みにより保険基盤安定繰入金（国保税軽減分）が431万2,000円の追加。保険者支援分が241万1,000円の追加。職員給与費等繰入金が234万円の減額。出産育児一時金等繰入金が56万円の追加。財政安定化支援事業繰入金が743万7,000円の追加。合計で1,238万円の追加でございます。

5款諸収入2項6目歳入欠かん補填収入は、決算見込みにより5,610万4,000円の減額で

ございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第21号令和元年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23

議案第22号 令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（木下 敏） 日程第23 議案第22号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、議案第22号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、提案説明させていただきます。

このたびの補正の主な内容は、歳出は執行見込みによる減額補正及び職員共済組合負担金の不足分及び介護保険財政調整基金への利子の積み立てのための追加補正。また、歳入は歳出の減額補正に連動した国・道支出金支払調整基金繰入金等の減額補正及び介護保険財政調整基金運用利子の追加補正でございます。

それでは、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,455万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,664万1,000円と定めるものでご

ざいます。

次に、介保6ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、一般管理費（保険事業勘定）として、臨時職員に係る共済費から一般職員の旅費に執行見込みにより減額が生じ、合わせて31万8,000円の減額。介護保険事務職員人件費として、職員手当等に執行見込みにより職員手当等42万円の減額。共済費は不足が生じることから、職員共済組合負担金8万円の追加。事業合計で34万円の減額。事業合計65万8,000円の減額です。

3項1目介護認定審査会費は、介護認定事務職員人件費として、職員手当等に執行見込みにより30万円の減額。

2項認定調査費は、認定調査費として臨時職員に係る共済費から役務費に、決算見込みにより86万6,000円の減額でございます。

2款保健給付費1項5目施設介護サービス給付費は、主に介護療養型医療施設、入所者が8名程度減少が見込まれ、負担金、補助及び交付金500万円の減額。7目居宅介護福祉用具購入費は、利用者に10件ほど減少が見込まれ、負担金、補助及び交付金20万円の減額。8目居宅介護住宅介護改修費は、利用者に5件程度の減少が見込まれ、負担金、補助及び交付金30万円の減額。

次のページになります。

9目居宅介護サービス計画費は、計画件数に90件ほど減少が見込まれ、負担金、補助及び交付金150万円の減額。

2項介護予防サービス等諸費3目地域密着型介護予防サービス給付費は、主に通所リハビリステーションで5件程度の減少が見込まれ、20万円の減額。5目介護予防福祉用具購入費は、3件ほどの減少が見込まれ10万円の減額。6目介護予防住宅改修費は、利用者に5件程度の減少及び1件当たりの改修単価が減少が見込まれるため100万円の減額。

3項その他諸費1目審査支払手数料は、当初25万2,000件分の予算を計上していたところ、大体22万3,100件程度と、減少が見込まれることから20万円の減額。

4項高額介護サービス等費は、2目介護予防サービス費は20件分のところ、10件程度の決算見込みで10万円の減額。

5項高額医療合算介護サービス等費は、2目高額医療合算介護予防サービス費は、1件分の金額と予算が20件から決算見込み10件と減少が見込まれ、10万円の減額でございます。

次に、3款地域支援事業費1項1目介護予防地域支援サービス事業費は、介護予防ケアマネジメント事業費として、介護予防ケアマネジメントの件数が1,980件分のところ、おおよそ1,960件程度と減少が見込まれ、委託料10万円の減額。

次のページになります。

2目一般介護予防事業費は、介護予防事業費として、報償費から役務費までに執行見込みにより70万6,000円の減額。介護予防事務職員人件費として、職員手当に執行見込みで40万円ほどの減額。合計47万6,000円の減額。

3目包括的支援及び任意事業費は、地域包括支援センター運営費として、共済費から委託料まで決算見込みにより68万2,000円の減額。任意事業費は、報償費及び負担金、補助及び交付金に決算見込みにより96万円の減額。包括的支援事務職員人件費は、給料から共済費に決算見込みにより176万3,000円の減額。包括的支援公用車管理費は、需用費の決算見込みにより10万円の減額。合計350万5,000円の減額でございます。

次に、4款保健福祉事業費1項1目訪問介護等利用者負担助成費は、利用月数が5カ月程度減少が見込まれ5万円の減額でございます。

次のページになります。

5款基金積立金1項1目基金積立金は、介護保険財政調整基金の運用利子として9万7,000円の追加でございます。

次に、歳入になります。介保の5ページをごらんください。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は149万円の減額。

2項1目調整交付金は51万3,000円の減額。2目地域支援事業交付金は、介護予防事業交

付金として14万4,000円の減額。包括的支援事業等交付金として134万9,000円の減額。合計149万3,000円の減額。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は234万9,000円の減額。2目地域支援事業支援交付金は15万6,000円の減額。

5款道支出金1項1目介護給付費負担金は133万7,000円の減額。

2項1目地域支援事業交付金は、介護予防事業交付金として7万3,000円の減額。包括的支援事業等交付金として67万5,000円の減額。合計74万8,000円の減額。

6款財産収入1項1目利子及び配当金は、介護保険財政調整基金運用利子として9万7,000円の追加。

7款繰入金1項1目介護給付費繰入金は108万7,000円の減額。2目地域支援事業繰入金は、介護予防事業繰入金として7万3,000円の減額。包括的支援事業等繰入金として67万5,000円の減額。合計74万8,000円の減額。

3目その他繰入金は、介護保険事務費繰入金として182万4,000円の減額。

次のページになります。

その他繰入金として、102万3,000円の追加。事業合計80万1,000円の減額。

2項1目介護保険財政調整基金繰入金は369万5,000円の減額。

9款諸収入2項3目雑入は、介護予防教室参加者負担金として20万円の減額でございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第22号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決するこ

とに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

3時25分まで、暫時休憩いたします。

午後 3時11分 休憩

午後 3時24分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第24

議案第23号 令和元年度七飯町下水道
事業特別会計補正予算(第3号)

○議長(木下 敏) 日程第24 議案第23号
令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算
(第3号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長(笠原泰之) それでは、議案第23号
令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算
(第3号)について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の
総額から歳入歳出それぞれ1,490万円を減額
し、総額を歳入歳出それぞれ8億8,840万円
とするものでございます。

主な補正予算の内容としましては、入札執行減
に伴う不要額や決算見込みに伴う補正と、これに
伴う歳入の補正を行うものでございます。

それでは、初めに歳出から御説明いたします。

11ページをお開き願います。

1款公共下水道費1項1目下水道事業費は、下
水道整備事務費で7節賃金の臨時職員賃金は、決
算見込みにより10万円の減額。23節償還金、
利子及び割引料の国庫支出金等返還金は、決算見
込みにより2万8,000円の減額。27節公課
費の消費税及び地方消費税納付額は、納付見込み
から870万6,000円の追加。事業費計85
7万8,000円の追加。公共下水道整備事業
で、13節委託料の污水管渠実施設計委託料は、

入札減等により131万9,000円の減額。流
域下水道整備事業で、19節負担金補助及び交付
金の流域下水道整備事業負担金は(建設費分)、

(資本費分)の精算分で789万4,000円の
減額。特環下水道整備事業で、13節委託料の浄
化センター設備更新実施設計委託料、浄化セン
ター建設資材実勢価格調査委託料及び15節工事
請負費の浄化センター設備更新工事は、入札減な
どにより事業費計1,060万9,000円の減
額。下水道整備職員人件費で、3節職員手当等の
職員手当及び4節共済費の職員共済組合負担金
は、決算見込みにより事業費計39万1,000
円の減額でございます。

続きまして、2項1目下水道管理費でござい
ますが、下水道管理費で13節委託料のマンホール
ポンプ場維持管理業務委託料、18節備品購入費
の維持管理用機械器具購入費及び19節負担金、
補助及び交付金の水洗便所改造資金利子補給は、
入札減、決算見込みなどにより事業費計174万
5,000円の減額。浄化センター作業車管理費
で、14節使用料及び賃借料の施設管理用自動車
借上料は、決算見込みにより57万7,000円
の減額。

次のページでございりますが、浄化センター管理
費で、13節委託料の自家用電気工作物定例保安
管理業務委託料及び15節工事請負費の大沼浄化
センター施設修繕工事は、入札減などにより事業
費計70万1,000円の減額。

続きまして、2款1項公債費2目利子でござい
ますが、下水道事業債償還費(利子)で、23節
償還金、利子及び割引料の長期債利子償還金は、
決算見込みにより24万1,000円の減額と
なっております。

続きまして、歳入でございりますが、7ページに
お戻り願います。

1款分担金及び負担金1項分担金1目下水道事
業分担金は、公共下水道受益者分担金の現年度滞
納繰越分合わせて221万4,000円の追加。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使
用料は、1節公共下水道使用料で、現年度滞納繰
越分合わせて885万3,000円の追加。2節
特環下水道使用料で、現年度滞納繰越分合わせて

298万3,000円の追加。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道国庫補助金は、1節公共下水道費補助金で社会資本整備総合交付金（公共下水道分）で66万円の減額。2節特環下水道費補助金で、社会資本整備総合交付金（特環下水道分）で、578万6,000円の減額。

6款繰入金1項1目一般会計繰入金は、1節一般会計繰入金で公共下水道分1,089万3,000円の減額。特環下水道分58万5,000円の追加。

7款1項1目繰越金は、1節繰越金で前年度繰越金520万円の追加。

8款諸収入1項1目雑入は、1節雑入で道路改良工事支障物件移設補償金（公共下水道分）で329万6,000円の減額。

9款1項町債1目下水道債は、1節公共下水道事業債で870万円。次のページでございます。2節特環下水道事業債で520万円。4節公営企業会計適用債で20万円の減額でございます。

最後になりますが、3ページにお戻り願います。

第2表、繰越明許費でございますが、流域下水道整備事業について850万5,000円の繰越明許をするものでございます。

次に、第3表、地方債補正、変更でございますが、公共下水道事業外3事業で、限度額を総額7,550万円から6,140万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

提案説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 18ページの下水道整備事務費の27の公課費の消費税及び地方消費税のうち870万円ちょっと出ているのですけれども。

○議長（木下 敏） マイクが入っていないのでよく聞こえないので、もう1回お願いします。

○1番（横田有一） 了解しました。

下水の12ページの下水道整備事務費27の公課費の消費税及び地方消費税納付金で870万6,000円、これの内訳教えてください。

○議長（木下 敏） 水道課参事。

○水道課参事（青山栄久雄） それでは、私のほうから説明させていただきますが、こちらの予算につきましては、通常、消費税の納付額は1年間4回お支払いします。これ中間納付3回に、確定申告1回ですけれども、こちら下水道事業特別会計につきましては、4月1日以降に公営企業会計に切りかわることから、3月31日で打ち切り決算となります。その他こちらのほうの補正予算額は、令和元年度分の売り上げた消費税が4月1日以降の9月に払われることから、この2回分をここで補正予算に計上して、次にそれを未払金として企業会計のほうでお支払いすることになります。平成30年度の消費税額については約1,400万円、令和元年度分の納付予定額も、失礼しました。平成30年度分の予算額については約1,400万円、令和元年度分については約2,900万円が納付予定額となりますので、合計約4,300万円程度をお支払いする予定になります。これが当初予算では3,600万円を計上しており、残りの約870万円について補正を行ったということになります。

説明は以上になります。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 何か会計のシステム変わったというふうな話なのですけれども、この870万円は4,300万円のうち3,600万円は既に払って残りだよというのですけれども、これは確定は今の時期になったのですか、確定なった時期というのはいつなのですか。

○議長（木下 敏） 水道課参事。

○水道課参事（青山栄久雄） 平成30年度分の事業年度の確定分は去年、令和元年度の9月30日、次の令和元年度分の課税年度事業分については、令和2年度の9月に確定申告をして決定されますので、これは5月31日ぐらいまでには確定申告のための計算を行って、これは支払時期については、企業会計からお支払いすることになりますので、この令和元年度の中で補正予算として計

上して、残りの額を支出・負担行為をして、未払金として次年度に引き継ぐというような予算の中身になります。

以上です。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） では、今後も同じような方法でやるということでしょうか。

○議長（木下 敏） 水道課参事。

○水道課参事（青山栄久雄） 次に、企業会計に移行されたときには、4月から3月が事業期間になりますので、次の企業会計で確定申告を行う時期は5月末になります。払いについては6月ということになります。切り替わるということになります。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第23号令和元年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25

議案第24号 令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第25 議案第24号令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（笠原泰之） それでは、議案第24号令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、入札執行減に伴う不用額の減額や決算見込みに伴う補正となっております。

まず議案の第1条は、令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を次のとおりとする総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出についてでございます。

収入の総額でございますが、第1款水道事業収益で5,200万円を追加し、5億8,300万円に、支出の総額を第1款水道事業費用で770万円を減額し、4億7,400万円とするものでございます。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、本文括弧書中の資本的収入額が、資本的支出額に対して不足額1億8,110万円を2億3,373万5,000円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を2,315万6,000円から1,386万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金を9,606万9,000円から1億755万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金を6,187万5,000円から1億1,231万2,000円にそれぞれ改め、収入の第1款資本的収入で1億1,112万6,000円を減額し1億407万4,000円とし、支出の次のページになりますが、第1款資本的支出で5,849万1,000円を減額し、3億3,780万9,000円とするものでございます。

第4条は、予算第5条に定めた債務負担行為について、入札執行減により取り替え用水量器購入代の限度額を2,861万4,000円から2,799万5,000円に改めるものでございます。

第5条は、予算第6条に定めた企業債を変更する補正で、別紙のとおり定めるものでございます。

第6条は、予算第9条に定めた流用することができない経費を定めたもので、第1号職員給与費で90万円を減額し5,595万円に、第2号賞与引当金繰入額で98万4,000円を減額し、340万6,000円とするものでございます。

第7条は、予算第10条に定めた一般会計から水道事業会計への補助金を定めたもので、第1号統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に要

する経費で27万9,000円を減額し1,557万6,000円に、第2号企業職員に係る児童手当に要する経費の補助金で14万4,000円を減額し、75万6,000円とするものでございます。

それでは、収益的収入及び支出の支出から御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費は、増減なしで、内訳は2節手当から18節賃借料まで及び24節薬品費の減額。23節動力費170万円の追加は、決算見込みなどによるものでございます。2目配水及び給水費は、580万円の減額で、内訳は2節手当から9ページの27節保険料まで、決算見込みなどによるものでございます。4目業務費は、454万1,000円の減額で、内訳は2節手当から33節貸倒引当金繰入額まで、決算見込みなどによるものでございます。5目総係費は、58万4,000円の減額で、内訳は3節賞与引当金繰入額から28節負担金まで、決算見込みなどによるものでございます。6目減価償却費は、27万4,000円の追加で、内訳は有形固定資産減価償却費の構築物機械及び装置、量水器、車両運搬具、工具及び備品で、設備の更新に伴い、償却資産が確定したことによる増及び減となっております。

10ページ目の7目資産減耗費は377万5,000円の追加で、内訳は固定資産除却費の構築物機械及び装置、量水器で当年度中の除却費が、確定したことによる増及び減となっております。

2項営業外費用1目支払利息は、82万4,000円の減額で、企業債利息の企業債利息償還金利息で、決算見込みなどにより減額するものでございます。

続きまして、収益的収入及び支出の収入の説明となります。6ページにお戻り願います。

1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は、5,355万4,000円の追加で、七飯・藤城・大沼地区ともに水道料金が、予定額に対して増収となる見込みによる追加でございます。

2項営業外収益1目受取利息及び配当金は12万円の追加で、預金利息の増の見込みによるものでございます。2目補助金は、一般会計からの繰

入金で、旧簡易水道事業に係る経費など42万3,000円を減額するものでございます。3目長期前受金戻入は、減価償却費の確定等により受贈財産評価額と補助金、その他長期前受金合わせて187万円を減額。4目雑収益は、不用品売却収益で検満切れとなった取り替え量水器の売却収入で、決算見込みで19万3,000円を減額するものでございます。

次のページ、3項特別利益2目その他特別利益は、その他特別利益で、貸倒引当金戻入益81万2,000円の追加となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の支出について御説明申し上げます。13ページをお開き願います。

1款資本的支出1項建設改良費1目水道施設費は5,849万1,000円の減額で、内訳は委託料で本町地区老朽管布設替え実施設計委託料外4事業の入札減などによる減額。施設改良費で上水道第6水源導水ポンプ更新工事外12事業の入札減などによる減額。施設費で災害等応急用資機材購入代及び車両運搬具購入代の入札減額による減額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の収入についてでございますが、12ページをお開き願います。

1款資本的収入1項企業債1目建設改良企業債は1億820万円の減額で、内訳は鳴川地区水源新設事業債外15事業債の事業費減に伴う減額。

2項長期前受金2目その他長期前受金は292万6,000円の減額で、道道改良工事に伴う水道管移設補償金、2事業分の確定に伴うものとなっております。

最後になりますが、1ページ目にお戻りいただきまして、企業債補正でございます。

廃止としまして、鳴川地区水源新設事業220万円及び国道5号線改良工事に伴う水道管移設事業1,330万円の廃止。

2ページ目の変更としまして、本町地区配水管新設事業外13件の起債について、限度額の総額を1億9,270万円から1億円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第24号令和元年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26

議案第25号 町道路線の認定について

○議長（木下 敏） 日程第26 議案第25号町道路線の認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） それでは、議案第25号町道路線の認定について提案説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により町道の路線を別紙のとおり認定するため、議会の議決を求めらるるものでございます。今回は、新たに4路線の町道認定を行うものでございます。

それでは、議案書の後ろに添付しております町道路線認定調書と位置図により御説明させていただきます。

左上のほうに路線図番号と記載されております位置図をお開き願います。

図面番号1、大中山61号。次のページで、図面番号2、大川148号、大川149号。図面番号3で東大沼1号でございます。

初めに、大中山61号につきましては、大中山

神社の裏側で、開発行為により町に帰属されたものであります。

次に、大川148、149号は、大川の望ヶ丘医院の向かい側で、同様に開発行為により帰属されたものであります。

最後に、東大沼1号は、終点部が民地であったため、終点部の変更に伴う認定でございます。

戻りまして、町道路線認定調書をごらん願います。

整理番号661の大中山61号は、起点、大中山2丁目279-18番地、終点、大中山2丁目279-12番地。路線総延長96.6メートル、道路幅員8.0メートルから10.4メートルでございます。

次の整理番号700の51の大川148号は、起点、大川4丁目99-16番地、終点、大川4丁目98-63番地。路線総延長132.8メートル、道路幅員8.0メートルから15.1メートルでございます。

次の整理番号700の52の大川149号は、起点、大川4丁目98-53番地、終点、大川4丁目、98-12番地。路線総延長168.8メートル、道路幅員8.0メートルから11.5メートルでございます。

次の整理番号1901の東大沼1号は、起点、字東大沼400番地、終点、字東大沼664-59番地。路線総延長3,947.1メートル、道路幅員8.9から22メートルでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第25号町道路線の認定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 7

議案第 2 6 号 町道路線の廃止について

○議長（木下 敏） 日程第 2 7 議案第 2 6 号町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） それでは、議案第 2 6 号町道路線の廃止について提案説明申し上げます。

道路法第 1 0 条第 3 項の規定により町道の路線を別紙のとおり廃止するため、議会の議決を求めるものでございます。今回は、2 路線の廃止を行うものでございます。

それでは、議案書の後ろに添付しております町道路線廃止調書と位置図により御説明させていただきます。

初めに、左上のほうに路線図番号 1 と記載されております位置図をお開き願います。

飯田町 3 号でございます。この路線につきましては、役場を下がってアンダーパスの側道から新函館北斗駅に向かう町道ですが、J R 藤城線の開通前から存在する道路で、そのまま開発行為を行ったことにより、現在は作業道としての通行は多少ありますが、一般の方の通行がないため、廃止するものでございます。

次に、路線図 2、東大沼 1 号線でございます。この路線は、調査の結果、終点部が私有地となっておりまして、通行されている方も限定されることから、先ほど議決いただきました議案第 2 5 号町道路線の認定についての提案説明で説明させていただきました東大沼 1 号線の終点部までが町道としての道路用地を七飯町が有していること、また、公益性があることから、終点部の変更に伴い廃止するものでございます。

戻りまして、町道路線廃止調書をごらん願います。

整理番号 4 0 3 の飯田町 3 号は、起点、字飯田町 2 8 ー 4 番地、終点、字飯田町 3 3 ー 4 番地。

路線総延長 2 2 8 . 3 メートル、道路幅員 8 . 0 メートルから 1 0 . 4 メートルの廃止をするものでございます。

整理番号 1 9 0 1 の東大沼 1 号は、起点、字東大沼 4 0 0 番地、終点、字東大沼 6 7 0 番地。路線総延長 6 , 1 3 8 . 1 メートル、道路幅員 8 . 9 メートルから 2 2 . 0 メートルの廃止をするものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願います。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第 2 6 号町道路線の廃止について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 8

報告第 1 号 令和 2 年度一般財団法人
北海道大沼国際交流協会事業計画及び
予算の提出について

○議長（木下 敏） 日程第 2 8 報告第 1 号令和 2 年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、報告第 1 号令和 2 年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について、地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により御報告いたします。

なお、この事業計画及び予算につきましては、

本年2月18日に開催されました理事会及び評議委員会において、承認されたものでございます。

2ページの理事会議案第2号令和2年度事業計画についてでございます。3ページから4ページの令和2年度事業計画をごらんください。

表の左側の列にあるとおり、大きく分けて七つの定款上の事業を計画しているところでございます。「1国際交流に関する調査及び研究並びに人材の育成」、「2国際交流を促進するための各種行事、研修及び人物交流等の実施」、「3地域の国際交流団体との連携、協力及び活動の振興」、「4大沼国際セミナーハウス等の国際交流施設の広報・宣伝活動及び学会、研修会等の誘致」、「5大沼国際セミナーハウス等の管理及び運営の受託、その他委託を受けて行う事業」、「6自然観察会の実施、自然環境保護活動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企画、実施並びに推進」、「7その他この法人の目的を達成するために必要な事業」でございます。

地域における国際化及び国際理解を推進し、その体制を整えるためにも函館圏域の留学生と地域の児童生徒との交流事業を実施するほか、一般の方を対象とした英会話及び韓国語講座や小学生を対象としたキッズ英会話講座など、従来からの事業の充実にも努めております。

施設のPRとしては、遠方からの集客を図りながら、コンサート開催事業を引き続き実施するほか、企業等への利用誘致や、大沼観光各種体験等一体利用の提案なども行いながら、施設の有効活用を図ってまいります。

また、セミナーハウスの入り口付近の環境整備を行い、利用者にとって身近で入りやすい施設となるよう努めてまいります。

さらに、森林公園内の観察台「森のテラス」や遊歩道を活用して、四季を通じて植物や野鳥の自然観察、環境に関する学習についても充実させてまいります。詳細は、各項目の中央列、事業計画及び右側の列、事業内容の欄をごらんいただきたいと思います。

次に、5ページの理事会議案第3号令和2年度予算についてでございます。6ページの収支予算書総括表をごらんいただきたいと思います。

令和2年度予算の総額は、収入支出ともに4137万6,000円となっております。詳細については、7ページ以降の収支予算書で説明いたします。

収入の部、①基本財産運用収入でございますが、前年度と同額の443万3,000円を見込んでおります。内訳は、備考欄のとおりでございます。

次に、②会費収入でございますが、前年度と同額の198万円を見込んでおります。内訳は、備考欄のとおりでございます。

次に、③自主事業収入でございますが、前年度に比べ4,000円増の321万3,000円で、これは実施する自主事業の整備によるものでございます。

次に、④施設管理受託事業収入は、前年度と同額の2,959万9,000円で、七飯町からの指定管理料でございます。

次に、⑤施設運用事業収入、施設利用料で155万円を見込んでおります。

次に、⑥基本財産収入として1,000円。

⑦雑収入は10万円。前期繰越収支差額につきましては、50万円の予算としております。

そして収入合計（B）でございますが、前年度に比べ50万4,000円増の4,137万6,000円でございます。

次に、8ページの支出の部でございます。

①自主事業費支出は、会議費から雑費まで316万1,000円。前年度に比べ15万2,000円の増額でございます。これは実施する自主事業の整理によるものでございます。

次に9ページ、②施設管理受託事業費支出につきましては、給料手当から雑費まで職員人件費と支出の維持管理費等で3,251万7,000円。前年度に比べ137万1,000円の減額でございます。

次に、③管理費でございますが、会議費から雑費まで309万6,000円。前年度に比べ29万5,000円の増額でございます。これは主に消費税の増税によるものでございます。

次に、④基金等積立金1,000円。

⑤退職給与引当金支出53万7,000円。予

備費 206万4,000円で、支出合計（C）が4,137万6,000円でございます。予備費の増額につきましては、助成事業で申請中のものがございます。この助成申請が採択された場合には予算補正を行いますが、その際には予備費から事業を行うための一般財源として充てる予定がございますので、予備費を増額しているところでございます。

当財団は、平成18年度からこれまでセミナーハウス及び森林公園の指定管理を継続して受託しており、令和2年度は平成30年度からの3カ年の指定管理の最終年度でございます。国際化の理解と観光振興に向けてより一層の創意工夫により、さらなる活用と活性化に向け進めております。町といたしましても、財団が南北海道における国際交流の牽引役、セミナーハウスが国際交流の拠点施設として大いに力を発揮するよう側面から支援し、国際交流事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。御理解いただきますようお願い申し上げます。令和2年度事業計画及び予算についての御報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は、報告済みといたします。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時59分 散会

